

第7編 少年・若年犯罪者の実態と再犯防止

我が国においては、国民の暮らしの安全・安心を確保するために、現在、再犯防止対策が国の重要な政策課題となっている。そして、近年の犯罪白書において繰り返し指摘したとおり、再犯防止のためには、特に少年・若年犯罪者に対する処遇が重要である。

また、少年及び若年者（20歳以上30歳未満の者をいう。）に対する再犯防止は、犯罪を減少させ、我が国の治安を維持するという観点のみならず、少年・若年者がこれからの社会を担っていく存在であることを踏まえると、非行・犯罪に陥った少年及び若年者を真に立ち直らせ、健全な社会の一員として迎え入れることにより、我が国に活力をもたらし、国民全体の福利を増進させるという観点からも高い意義があると考えられる。

非行少年は、保護処分等を受けて、その多くが立ち直りをみせる一方で、立ち直ることができず、若年犯罪者となる一群が存在することも事実であり、また、少年と若年者とは成長過程としては画然と区別されることなく継続している。少年及び若年者に対する適切な処遇を検討する上では、そのような一連の時期の少年と若年者の実態を把握することが必須であろう。

そこで、本年版犯罪白書の特集においては、「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」と題し、各種の統計資料、少年院出院者の犯罪に関する追跡調査（特別調査1）、非行少年及び若年犯罪者の意識調査（特別調査2）、更生事例の分析等を通じ、少年及び若年者の犯罪の実態を明らかにし、その再犯の要因、改善更生の契機等を考察した。

○特別調査1（少年院出院者の犯罪に関する追跡調査）

- 【対象者】 平成16年1月から3月の間に全国の少年院を出院した出院時18・19歳の者644人
性 別……男606人（94.1%）、女38人（5.9%）
年 齢 別……18歳342人（53.1%）、19歳302人（46.9%）
- 【調査内容】 対象者が少年院を出院後に行った犯行（25歳に至るまでに罰金以上の刑事処分（道交違反の罪のみによる罰金刑を除く。）が確定したものに限る。）の有無及びその状況を調査した。

○特別調査2（非行少年・若年犯罪者の意識調査）

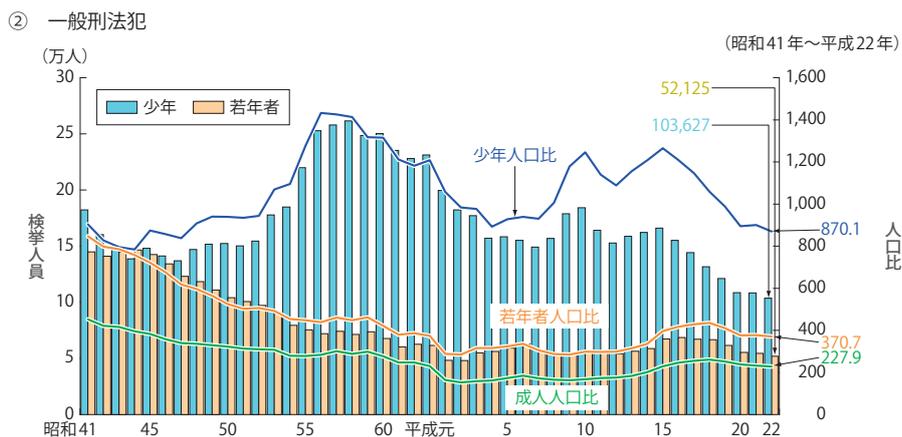
- 【対象者】 平成23年3月に少年鑑別所に観護措置により入所した少年（730人）及び同時期に刑事施設に収容されていた刑執行開始後間もない年齢30歳未満の受刑者（372人）
- 【調査方法】 少年鑑別所及び刑事施設に生活意識、非行や犯罪の原因や改善更生に関する意識等の質問紙を送付し、調査協力の同意を得て、自記式による回答を受けた。

1 少年・若年者による非行・犯罪の現状

(1) 検挙人員等

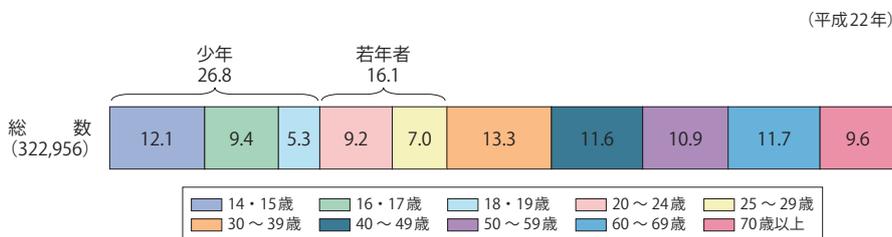
少年の刑法犯検挙人員は、近年減少傾向にあるが、人口比で見ると戦後第二の波があった昭和39年頃と同程度の高い水準にある。若年者の一般刑法犯人口比は、少年に比べると低い、成人一般に比べると高い。また、一般刑法犯検挙人員の年齢層別構成比を見ると、少年が最も高く、次を若年者が占め、少年及び若年者で検挙人員の約43%を占めており、これらの世代に対する犯罪対策が重要である。

7-2-1-1-1 図② 少年・若年者による一般刑法犯等 検挙人員・人口比の推移



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 注 2 触法少年の補導人員を含む。

7-2-1-1-3 図 一般刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比

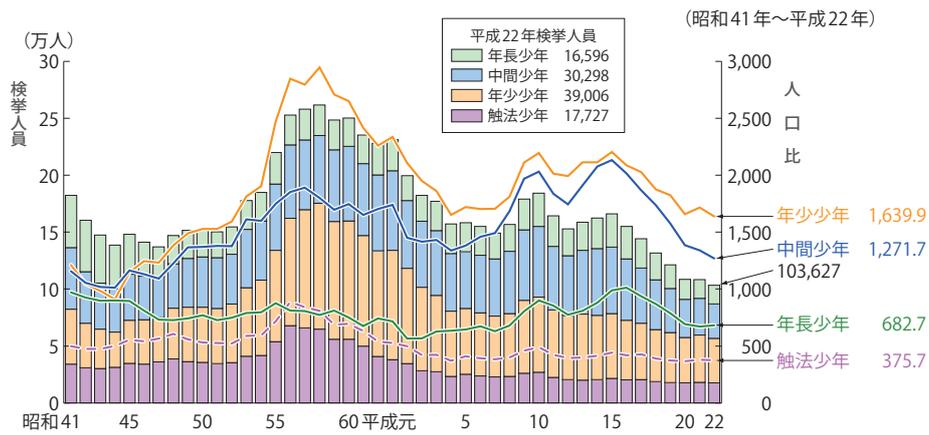


注 1 警察庁の統計による。
 注 2 犯行時の年齢による。

(2) 年齢

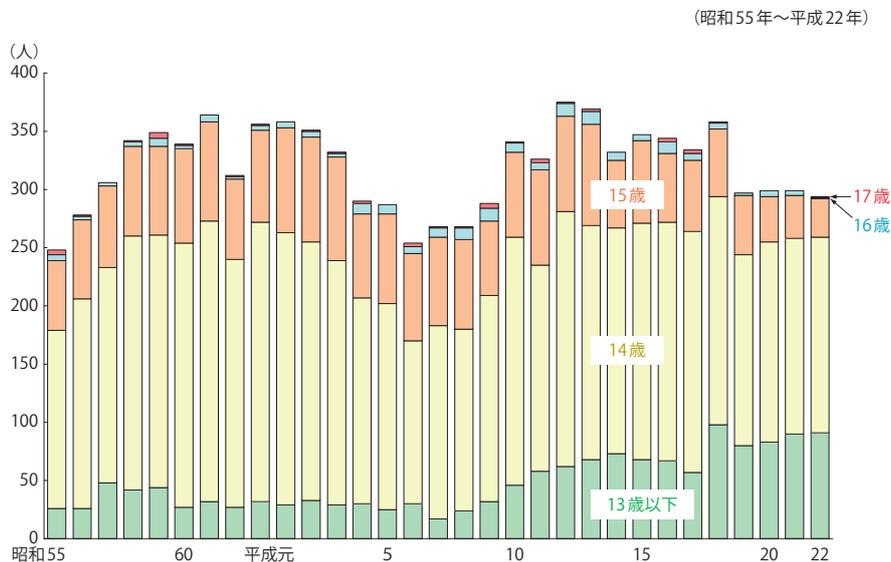
年齢層別に、少年による一般刑法犯検挙人員の人口比の推移を見ると、昭和59年以降、年少少年、中間少年、年長少年、触法少年の順で高く、近年、年少少年及び触法少年の構成比が高まってきている。また、家庭裁判所の新規受理人員は近年減少傾向にあるが、家庭裁判所による児童自立支援施設等（児童自立支援施設及び児童養護施設をいう。以下同じ。）に対する送致人員（その大部分は15歳以下の少年である。）はおおむね横ばいであり、更に、近年、取り分け年齢13歳以下の少年の送致人員が増加し、低年齢の非行少年の問題が重要となってきている。

7-2-1-1-2図 少年による一般刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であった者を除く。

7-2-2-4図 家庭裁判所一般保護事件 児童自立支援施設等送致人員の推移（年齢別）



注 1 司法統計年報による。
2 家庭裁判所終局処理時の年齢による。
3 自動車運転過失致死傷・業過及び危険運転致死傷に係る保護事件を除く。

(3) 罪名

一般刑法犯検挙人員の罪名別構成比を見ると、少年、若年者共に、窃盗の構成比が最も高く、次いで、遺失物等横領が高い。少年比が高いのは、住居侵入、恐喝、遺失物等横領、窃盗及び器物損壊であり、若年者比が高いのは、強姦、強盗、詐欺、強制わいせつ及び遺失物等横領である。

罪名別人口比を見ると、強盗、傷害・暴行及び窃盗は、少年の人口比が高く、次いで若年者の人口比の順となっている。近年、詐欺の少年・若年者の人口比が上昇しており、特に25歳未満の若年者の人口比が高い。なお、窃盗については、少年の人口比が一貫して際立って高いが、中でも年少少年の人口比が高く、中間少年、年長少年、若年者と年齢が増すにつれ、低下している特徴がある。

7-2-1-1-7表 少年・若年者による一般刑法犯 検挙人員・少年比・若年者比（罪名別）

（平成22年）

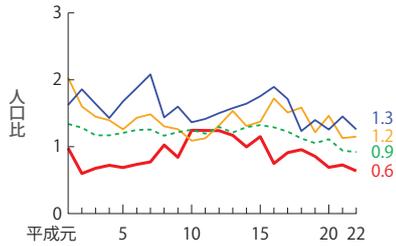
罪 名	少 年				成 人				少年比	若年者比	
	総 数	男子	女子	女子比	総 数	若年者総数		うち			
						25歳未満	25歳以上				
総 数	104,175 (100.0)	83,286	20,889	20.1	236,508	52,125 (100.0)	29,677	22,448	30.6	15.3	
殺 人	47 (0.0)	34	13	27.7	953	170 (0.3)	77	93	4.7	17.0	
強 盗	591 (0.6)	553	38	6.4	1,992	746 (1.4)	435	311	22.9	28.9	
傷 害	5,671 (5.4)	4,891	780	13.8	17,091	4,102 (7.9)	1,917	2,185	24.9	18.0	
暴 行	1,770 (1.7)	1,585	185	10.5	20,788	3,693 (7.1)	1,677	2,016	7.8	16.4	
窃 盗	64,751 (62.2)	49,568	15,183	23.4	122,540	22,763 (43.7)	13,251	9,512	34.6	12.2	
詐 欺	962 (0.9)	649	313	32.5	10,388	2,716 (5.2)	1,433	1,283	8.5	23.9	
恐 喝	1,634 (1.6)	1,475	159	9.7	2,369	695 (1.3)	386	309	40.8	17.4	
横 領	19,445 (18.7)	16,293	3,152	16.2	36,242	11,574 (22.2)	7,815	3,759	34.9	20.8	
遺失物等横領	19,388 (18.6)	16,245	3,143	16.2	35,194	11,434 (21.9)	7,757	3,677	35.5	20.9	
強 姦	142 (0.1)	142	-	-	680	275 (0.5)	147	128	17.3	33.5	
強制わいせつ	490 (0.5)	478	12	2.4	1,867	545 (1.0)	263	282	20.8	23.1	
放 火	135 (0.1)	124	11	8.1	584	117 (0.2)	58	59	18.8	16.3	
住居侵入	3,256 (3.1)	2,808	448	13.8	2,862	836 (1.6)	441	395	53.2	13.7	
器物損壊	2,142 (2.1)	1,949	193	9.0	4,453	1,024 (2.0)	456	568	32.5	15.5	
そ の 他	3,139 (3.0)	2,737	402	12.8	13,699	2,869 (5.5)	1,321	1,548	18.6	17.0	

注 1 警察庁の統計による。
 2 年齢は犯行時であり、また、触法少年の補導人員を含む。
 3 若年者比は、少年・成人総数のうち、若年者の占める比率をいう。
 4 遺失物等横領は、横領の内数である。

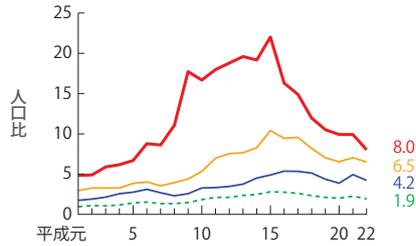
7-2-1-1-9図 少年・若年者による一般刑法犯（主要罪名）検挙人員の人口比の推移

（平成元年～22年）

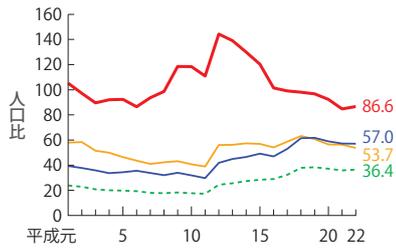
① 殺人



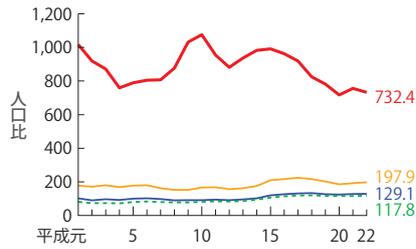
② 強盗



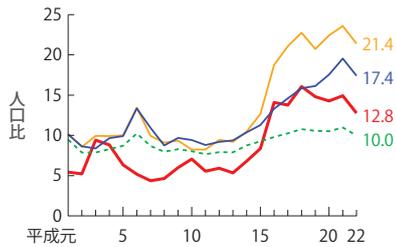
③ 傷害・暴行



④ 窃盗



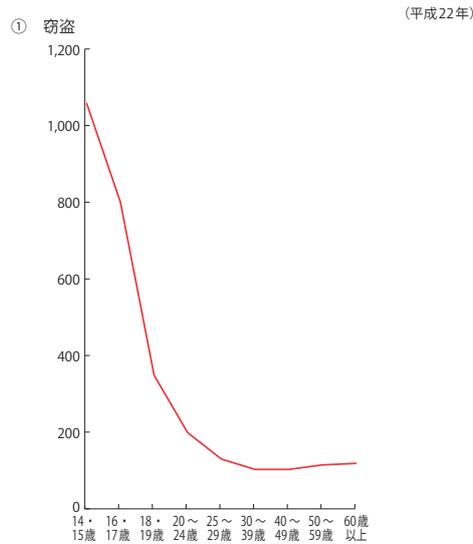
⑤ 詐欺



— 20歳未満
 — 20～24歳
 — 25～29歳
 - - - 20歳以上全て（参考）

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 少年の人口比については、14歳以上の少年の人口を用いて算出している。

7-2-1-1-10 図① 窃盗 検挙人員の人口比（年齢層別）

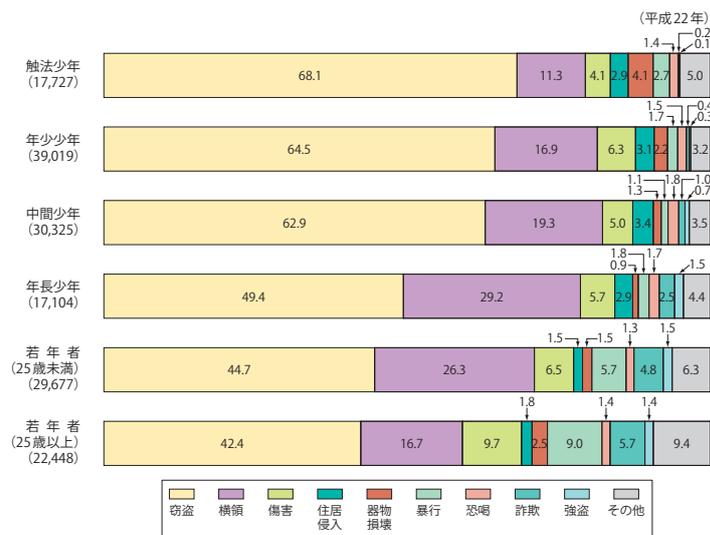


注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。

(4) 年齢層別の特徴

年齢層別に少年と若年者による一般刑法犯の罪名別構成比を見ると、いずれの年齢層においても窃盗の構成比が最も高いが、年齢層が上がるにつれてその構成比は低下し、中間少年以降では、傷害、暴行、詐欺等の構成比が上昇している。同様に、年齢層別に、一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の検察庁既済人員を見ると、いずれの年齢層においても窃盗の構成比が最も高いが、年齢層が上がるにつれて徐々にその比率は低くなっており、若年者は少年と比べ、傷害・暴行、詐欺、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反の構成比が相当程度に高くなっている。年齢が増すにつれ、罪名の多様化、分散化が見られる。

7-2-1-1-8 図 少年・若年者による一般刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（年齢層別）



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 「触法少年」は、補導人員である。

7-2-2表 検察庁既済人員（罪名別・年齢層別）

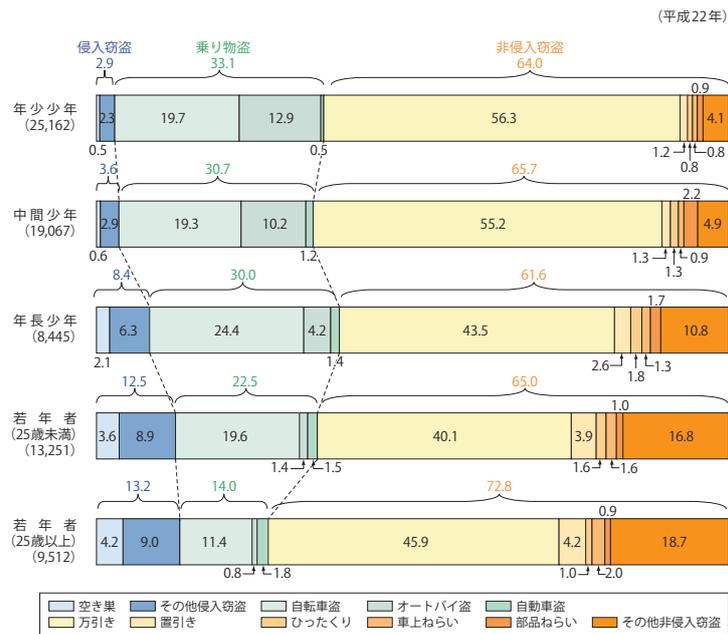
（平成22年）

	総数	20歳未満				20～24歳	25～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	不詳
		14・15歳	16・17歳	18・19歳							
総数	413,064 (100.0)	98,929 (100.0)	37,270 (100.0)	37,591 (100.0)	24,068 (100.0)	34,050 (100.0)	34,001 (100.0)	123,141 (100.0)	60,286 (100.0)	31,241 (100.0)	31,416
一般刑法犯	310,185 (75.1)	95,963 (97.0)	36,908 (99.0)	36,702 (97.6)	22,353 (92.9)	23,325 (68.5)	21,863 (64.3)	77,451 (62.9)	39,996 (66.3)	21,711 (69.5)	29,876
殺人	1,294 (0.3)	36 (0.0)	8 (0.0)	8 (0.0)	20 (0.1)	46 (0.1)	55 (0.2)	318 (0.3)	185 (0.3)	182 (0.6)	472
強盗	3,251 (0.8)	539 (0.5)	70 (0.2)	191 (0.5)	278 (1.2)	417 (1.2)	291 (0.9)	778 (0.6)	262 (0.4)	57 (0.2)	907
傷害	26,378 (6.4)	5,873 (5.9)	2,560 (6.9)	1,922 (5.1)	1,391 (5.8)	2,399 (7.0)	2,627 (7.7)	9,837 (8.0)	3,693 (6.1)	1,404 (4.5)	545
暴行	11,888 (2.9)	1,295 (1.3)	528 (1.4)	389 (1.0)	378 (1.6)	820 (2.4)	1,068 (3.1)	4,972 (4.0)	2,569 (4.3)	1,020 (3.3)	144
脅迫	1,523 (0.4)	129 (0.1)	53 (0.1)	37 (0.1)	39 (0.2)	83 (0.2)	122 (0.4)	614 (0.5)	302 (0.5)	87 (0.3)	186
窃盗	156,665 (37.9)	57,846 (58.5)	23,580 (63.3)	23,076 (61.4)	11,190 (46.5)	11,278 (33.1)	8,911 (26.2)	30,648 (24.9)	18,007 (29.9)	12,570 (40.2)	17,405
詐欺	17,857 (4.3)	1,114 (1.1)	157 (0.4)	357 (0.9)	600 (2.5)	1,575 (4.6)	2,257 (6.6)	7,242 (5.9)	3,274 (5.4)	1,022 (3.3)	1,373
恐喝	4,915 (1.2)	1,606 (1.6)	540 (1.4)	643 (1.7)	423 (1.8)	599 (1.8)	417 (1.2)	1,423 (1.2)	500 (0.8)	109 (0.3)	261
横領	29,774 (7.2)	18,066 (18.3)	5,814 (15.6)	6,518 (17.3)	5,734 (23.8)	1,787 (5.2)	1,272 (3.7)	3,625 (2.9)	3,123 (5.2)	1,868 (6.0)	33
盗品譲受け等	2,317 (0.6)	1,633 (1.7)	671 (1.8)	689 (1.8)	273 (1.1)	112 (0.3)	89 (0.3)	345 (0.3)	107 (0.2)	27 (0.1)	4
強姦	1,360 (0.3)	137 (0.1)	15 (0.0)	39 (0.1)	83 (0.3)	207 (0.6)	161 (0.5)	425 (0.3)	94 (0.2)	19 (0.1)	317
強制わいせつ	2,898 (0.7)	408 (0.4)	129 (0.3)	126 (0.3)	153 (0.6)	379 (1.1)	385 (1.1)	1,111 (0.9)	357 (0.6)	171 (0.5)	87
放火	887 (0.2)	67 (0.1)	26 (0.1)	18 (0.0)	23 (0.1)	53 (0.2)	66 (0.2)	317 (0.3)	137 (0.2)	91 (0.3)	156
その他刑法犯	49,178 (11.9)	7,214 (7.3)	2,757 (7.4)	2,689 (7.2)	1,768 (7.3)	3,570 (10.5)	4,142 (12.2)	15,796 (12.8)	7,386 (12.3)	3,084 (9.9)	7,986
道交違反を除く特別法犯	102,879 (24.9)	2,966 (3.0)	362 (1.0)	889 (2.4)	1,715 (7.1)	10,725 (31.5)	12,138 (35.7)	45,690 (37.1)	20,290 (33.7)	9,530 (30.5)	1,540
覚せい剤取締法	19,601 (4.7)	302 (0.3)	18 (0.0)	67 (0.2)	217 (0.9)	1,231 (3.6)	2,375 (7.0)	12,213 (9.9)	2,536 (4.2)	353 (1.1)	591
大麻取締法	3,524 (0.9)	200 (0.2)	13 (0.0)	53 (0.1)	134 (0.6)	747 (2.2)	923 (2.7)	1,349 (1.1)	121 (0.2)	9 (0.0)	175
その他特別法犯	79,754 (19.3)	2,464 (2.5)	331 (0.9)	769 (2.0)	1,364 (5.7)	8,747 (25.7)	8,840 (26.0)	32,128 (26.1)	17,633 (29.2)	9,168 (29.3)	774

- 注 1 検察統計年報による。
2 処理時の年齢による。
3 時効再起事件、既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
4 少年法の規定により家庭裁判所から送致された事件の既済人員を含む。
5 「横領」は、遺失物等横領を含む。

また、年齢層別に窃盗の検挙人員の手口別構成比を見ると、いずれの年齢層においても、非侵入窃盗の構成比が高く、中でも、万引きの構成比が特に高いが、年齢層が上がるに従い、万引き以外の手口の構成比が上昇して手口が多様化し、さらに、侵入窃盗の構成比が上昇するなど、より悪質な手口によるものが増えている。

7-2-1-1-11 図 窃盗 検挙人員の手口別構成比（年齢層別）



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

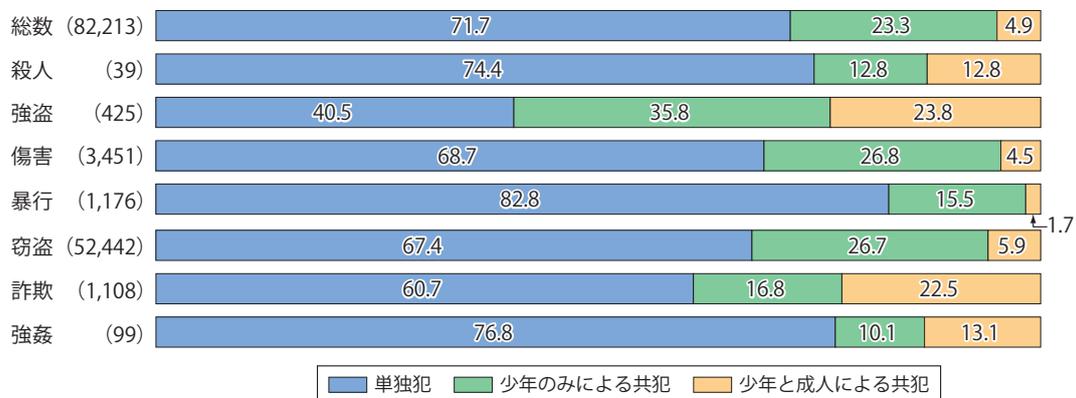
(5) 共犯関係

平成22年の一般刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。）について、少年検挙事件の共犯状況を見ると、共犯率は28.3%と、成人全体（15.6%）に比べて高い。主な罪名別に見ると、強盗、詐欺、窃盗の順に共犯率が高く、強盗及び詐欺では、少年と成人の共犯による事件の構成比が他の罪名に比べて高く、成人の影響を受けた事件が多いことがうかがわれる。

7-2-1-1-12 図① 一般刑法犯 少年検挙事件の共犯状況別構成比（罪名別）

① 共犯の状況別構成比

(平成22年)

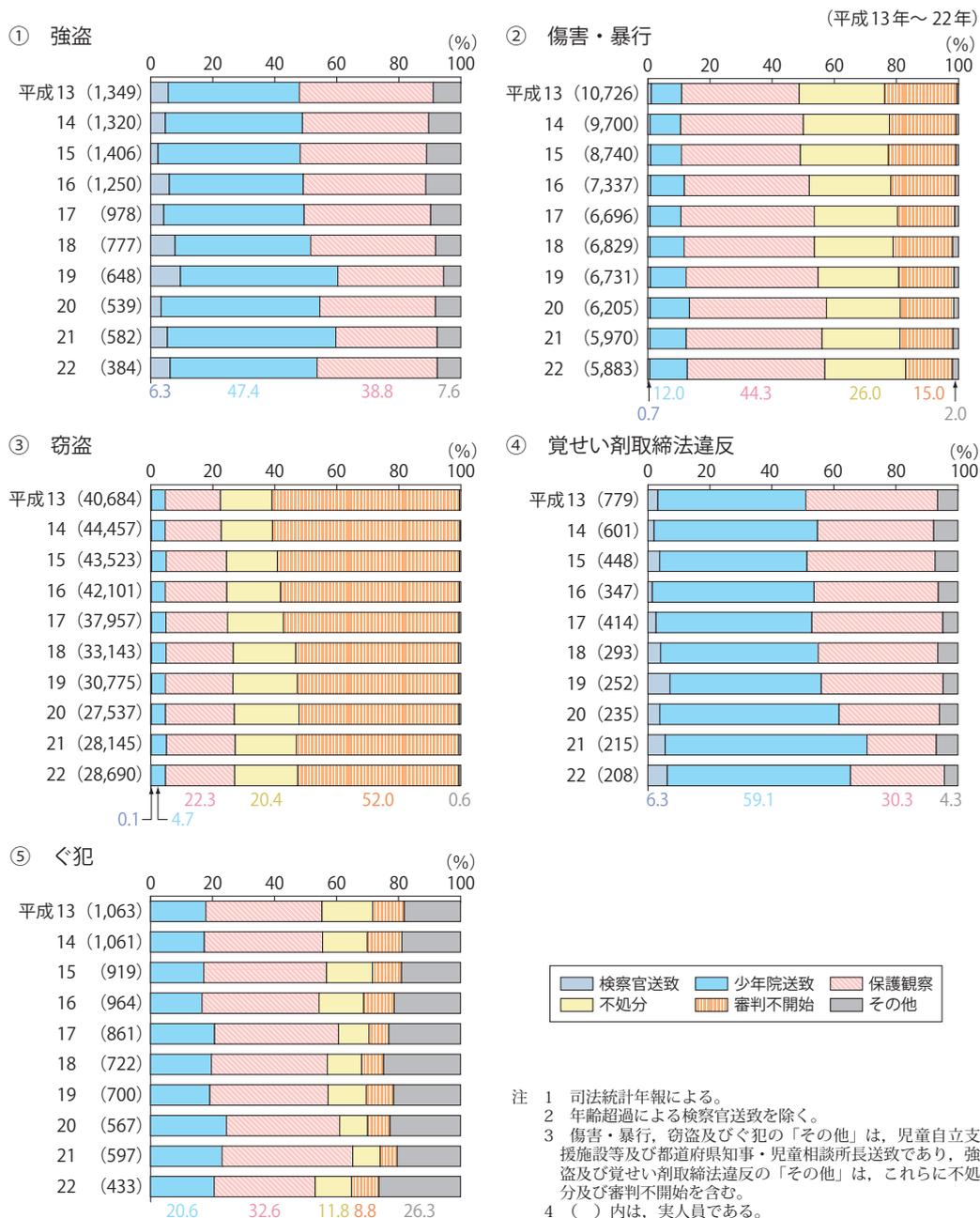


注 1 警察庁の統計による。
2 検挙時の年齢による。
3 触法少年の補導件数を含まない。
4 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。

2 非行少年・若年犯罪者の処遇の現状

主要非行名別に家庭裁判所における終局処理人員の処理区分別構成比の推移（最近10年間）を見ると、強盗及び覚せい剤取締法違反では少年院送致の占める比率が高く、傷害・暴行では、保護観察が最も高く、少年院送致はおおむね10%前後である。窃盗では、審判不開始、不処分の占める比率が非常に高く、少年院送致は4、5%前後である。ぐ犯については、少年院送致が20%前後、保護観察が30～40%台である。

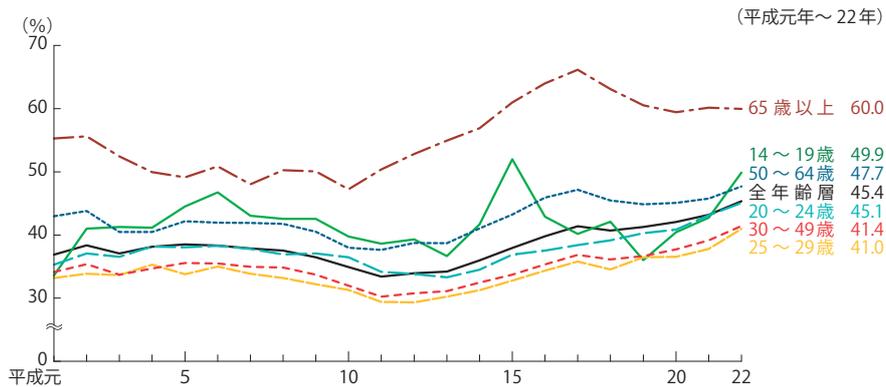
7-2-2-3図 少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比の推移（非行名別）



平成元年以降の検察庁における起訴猶予率を年齢層別に見ると、25～29歳では、全年齢層の起訴猶予率より低い水準であり、20～24歳は全年齢層とほぼ同程度である（少年については、少年法が適用され、単純比較はできない。）。

平成13年以降の地方裁判所における執行猶予率を見ると、若年者では一貫して、全年齢層よりも約10pt高い水準で推移しており、保護観察率（執行猶予に対する保護観察付執行猶予の比率）も若年者で高い。若年者の執行猶予率を罪名ごとに見ると、傷害、窃盗、詐欺、恐喝及び覚せい剤取締法違反において、25歳未満ではいずれも70%以上と高いのに対し、25歳以上ではいずれも50%台にとどまっている。

7-2-2-6図 一般刑法犯 起訴猶予率の推移（年齢層別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「全年齢層」は、年齢不詳の者を含む。

7-2-2-8表②③ 地方裁判所における執行猶予言渡人員の推移

② 若年者（20～29歳）

年次	有期懲役・ 禁錮総数	執行猶予		保護観察付	
		数	率	数	率
13年	22,609	15,882	(70.2)	1,949	[12.3]
14	22,407	15,885	(70.9)	1,838	[11.6]
15	23,502	16,626	(70.7)	1,796	[10.8]
16	22,822	16,238	(71.2)	1,703	[10.5]
17	21,538	15,017	(69.7)	1,541	[10.3]
18	19,692	13,418	(68.1)	1,386	[10.3]
19	17,743	12,259	(69.1)	1,282	[10.5]
20	16,034	11,112	(69.3)	1,130	[10.2]
21	15,218	10,379	(68.2)	1,157	[11.1]
22	14,209	9,709	(68.3)	1,110	[11.4]

③ 全年齢層

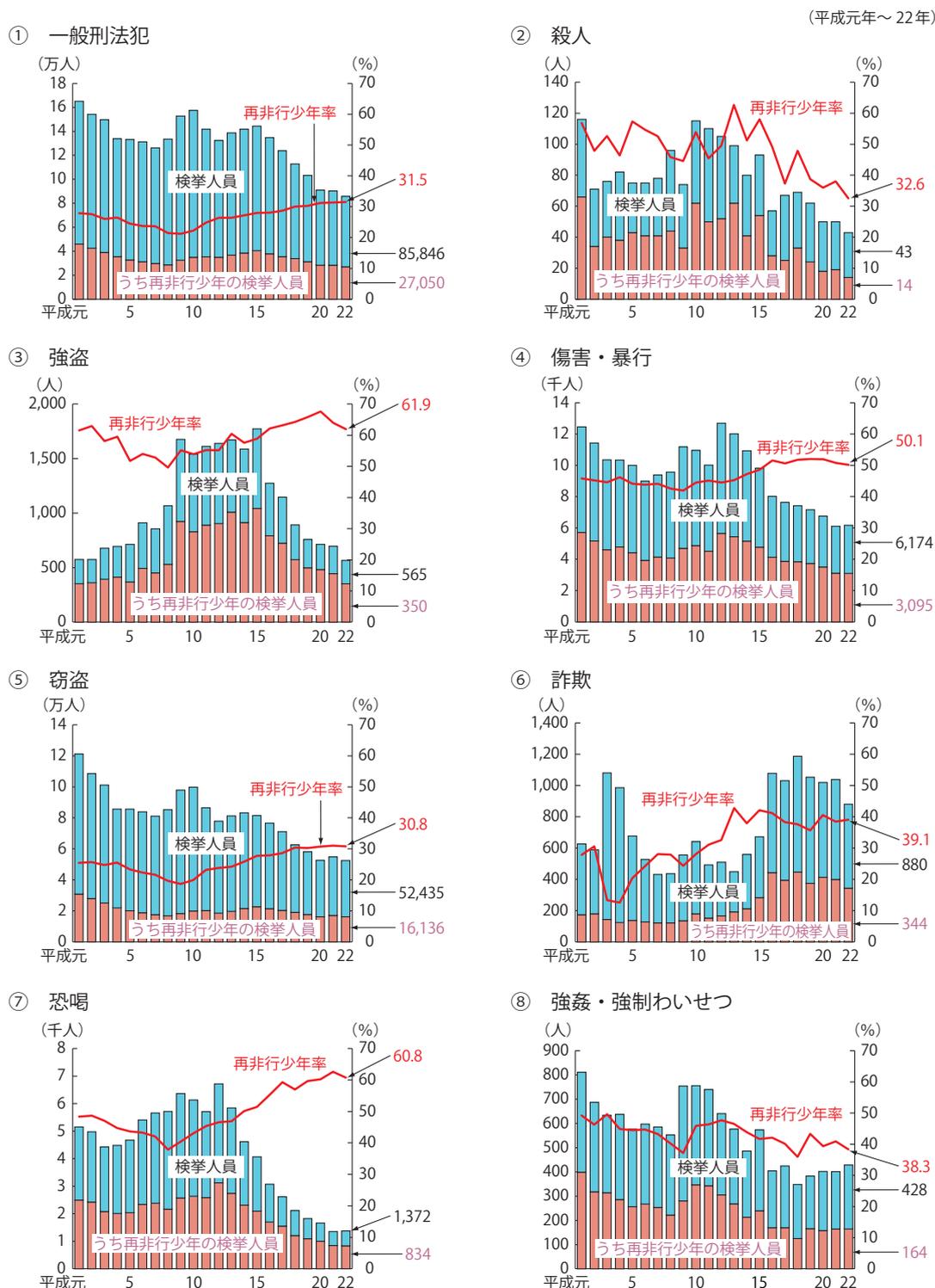
年次	有期懲役・ 禁錮総数	執行猶予		保護観察付	
		数	率	数	率
13年	69,509	42,499	(61.1)	4,182	[9.8]
14	73,315	45,058	(61.5)	4,105	[9.1]
15	77,505	48,339	(62.4)	4,051	[8.4]
16	78,213	48,480	(62.0)	3,969	[8.2]
17	76,264	45,935	(60.2)	3,673	[8.0]
18	72,339	42,407	(58.6)	3,415	[8.1]
19	68,039	40,167	(59.0)	3,160	[7.9]
20	65,350	38,748	(59.3)	2,945	[7.6]
21	63,434	37,272	(58.8)	2,944	[7.9]
22	60,599	35,357	(58.3)	2,990	[8.5]

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 判決時の年齢による。
 3 有期懲役及び禁錮の執行猶予に限る。
 4 「全年齢層」は、年齢不詳の者を含む。
 5 () 内は、執行猶予率である。
 6 [] 内は、執行猶予者のうち、保護観察に付された者の比率である。

3 非行少年・若年犯罪者の再非行・再犯の現状

少年の一般刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。）検挙人員に占める再非行少年の比率は、平成10年以降毎年上昇しており、特に強盗や恐喝においてその比率が高い。

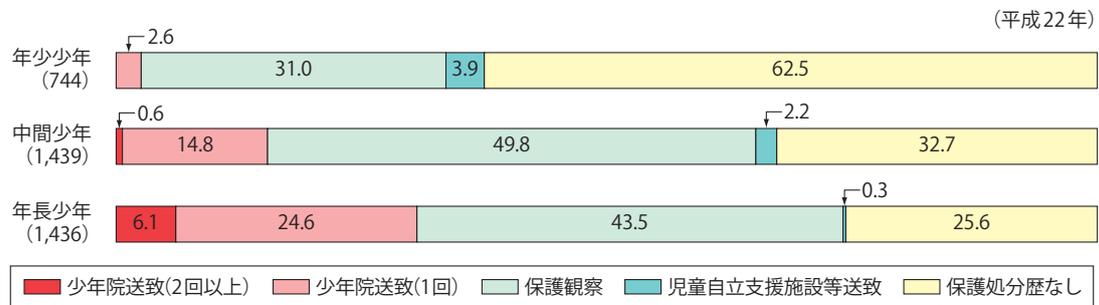
7-2-5-1 図 少年の一般刑法犯 検挙人員・再非行少年率の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。

平成22年の少年院入院者について年齢層別に保護処分歴別構成比を見ると、年齢層が上がるにつれて有保護処分歴者、特に少年院送致を受けた者の構成比が高くなっている。年長の非行少年の中に、保護処分を受けつつも、再非行を繰り返してきた少年が相当程度に存在することが確認できる。

7-2-3-3図 少年院入院者の保護処分歴別構成比（年齢層別）



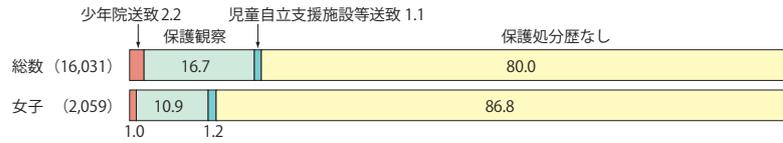
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致（2回以上）、少年院送致（1回）、保護観察、児童自立支援施設等送致の順に、最も先に該当するものに計上している。
 3 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳以上の者を含む。
 4 入院時の年齢による。

同年の保護観察処分少年、少年院入院者、若年保護観察付執行猶予者（30歳未満の保護観察付執行猶予者をいう。以下同じ。）及び若年入所受刑者（入所受刑者のうち、30歳未満の者をいう。以下同じ。）の保護処分歴別構成比を見ると、有保護処分歴者の割合は、少年院入院者、若年保護観察付執行猶予者、若年入所受刑者の順に高い。後二者における有保護処分歴者の割合は、保護観察付執行猶予者全体、入所受刑者全体に比べて高い。また、同年の入所受刑者の保護処分歴別構成比を見ると、有保護処分歴者の占める割合は、再入者において初入者よりも大きく、また、年齢層が低いほどその割合が大きいく。少年時の非行歴・問題性が成人後の犯罪性向に影響していることが認められるが、その影響は特に若年時に強いと考えられる。

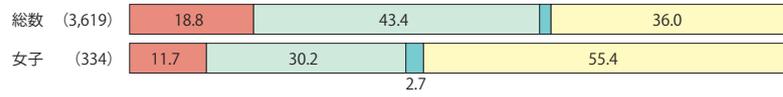
7-2-5-2図 非行少年・若年犯罪者の保護処分歴別構成比

(平成22年)

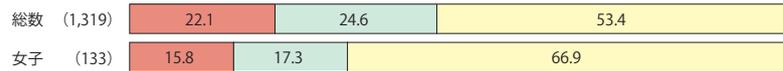
① 保護観察処分少年



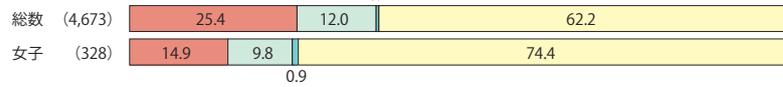
② 少年院入院者



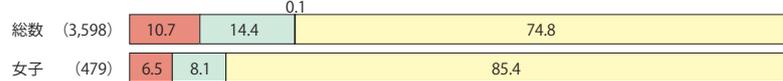
③ 若年保護観察付執行猶予者



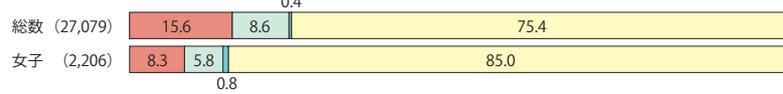
④ 若年入所受刑者



<参考1> 保護観察付執行猶予者 (全体)



<参考2> 入所受刑者 (全体)

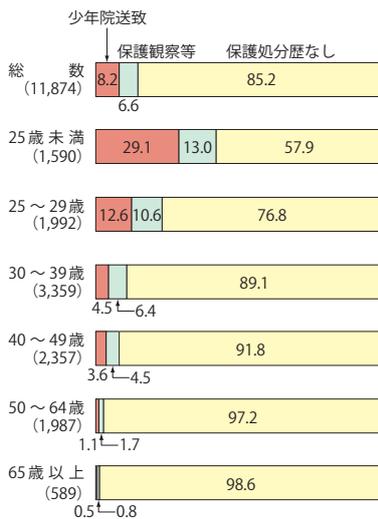


注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護処分歴が不詳の者を除く。
 4 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設等送致の順に、最も先に該当するものに計上している。

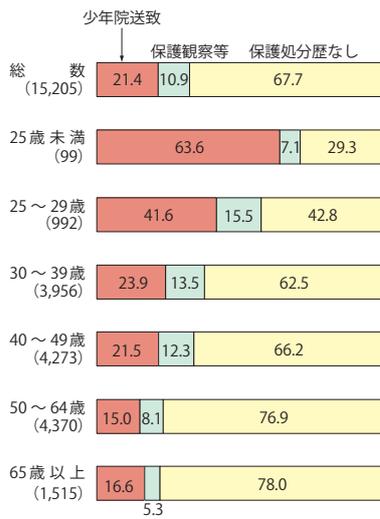
7-2-5-9図 入所受刑者の保護処分歴 (初入・再入別・年齢層別)

(平成22年)

① 入所度数が1度の者 (初入)



② 入所度数が2度以上の者 (再入)

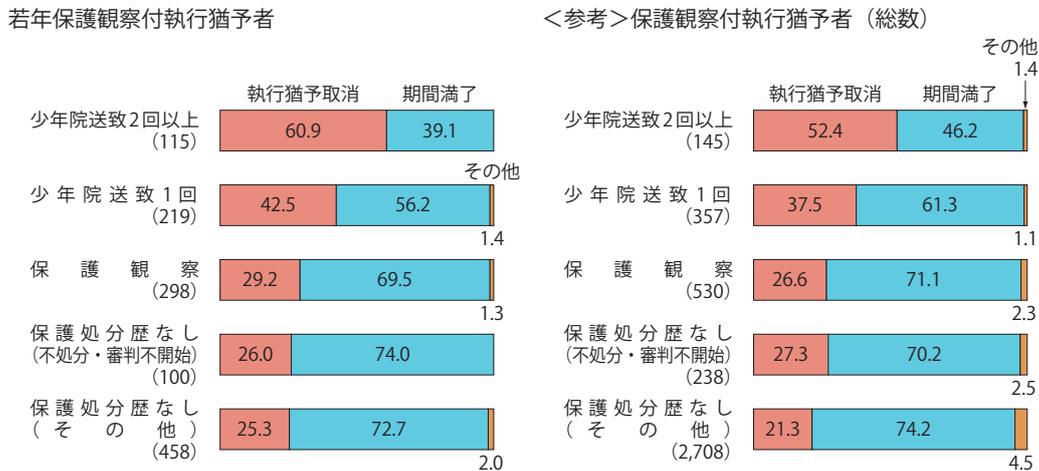


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察又は児童自立支援施設等送致である。

同年に保護観察が終了した若年保護観察付執行猶予者について保護観察終了事由を見ると、少年時の保護処分歴の程度が増すにつれて再犯等による執行猶予取消しの比率が高くなる傾向があり、この傾向は成人全体に比べても強い。

7-2-4-7 図 若年保護観察付執行猶予者 保護観察終了事由別構成比(保護観察開始時の保護処分歴別)

(平成22年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 児童自立支援施設等送致歴のみを有する者等を除く。

平成22年における入所受刑者を年齢別に見ると、年齢が高くなるほど入所受刑者人員が多くなり、40歳前後をピークとしているが、その増加傾向は若年入所受刑者において著しく、30歳までにその人員は高い水準に達している。初入者に限ると、ピークは26歳であり、以後、年齢が高くなるとともに減少しているが、再入者は年齢が高くなるほど増えていく傾向があり、25歳前後から再入者の割合が相当な部分を占めている。若年時に刑事施設に初入し、その後、再犯を繰り返して再入する者が少なからずいることがうかがえ、若年時、特に、20歳代前半における刑事施設初入者に対する処遇が重要であると考えられる。

7-2-3-1 図② 入所受刑者人員等 (初入・再入別・年齢別)



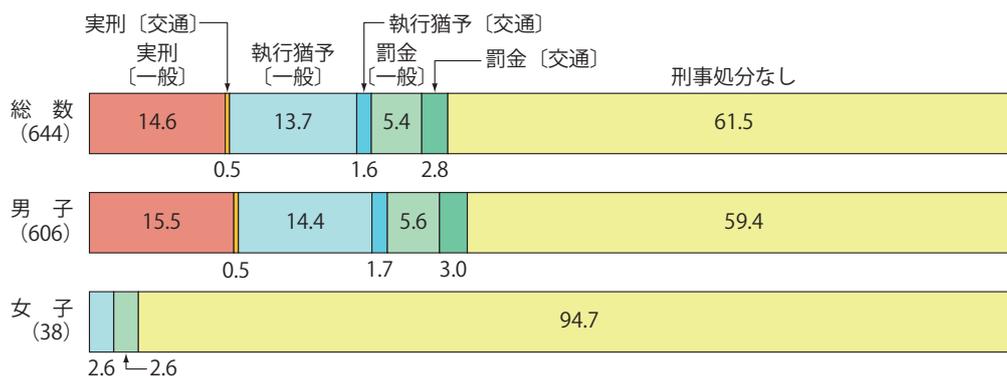
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入院又は入所時の年齢による。

4 少年院出院者の犯罪（特別調査1）

(1) 刑事処分の状況

出院時年齢18, 19歳の少年院出院者について25歳に至るまでに受けた最も重い刑事処分（以下「主要刑事処分」という。）の状況を見ると、約6割は刑事処分を受けないまま推移している一方で、約4割が刑事処分を受けており、うち実刑となった者15.1%、執行猶予となった者15.2%、罰金となった者8.2%であった。女子に限ると、刑事処分を受けた者は5.3%にとどまり、男子に比べて刑事処分を受けた者の比率が顕著に低い。

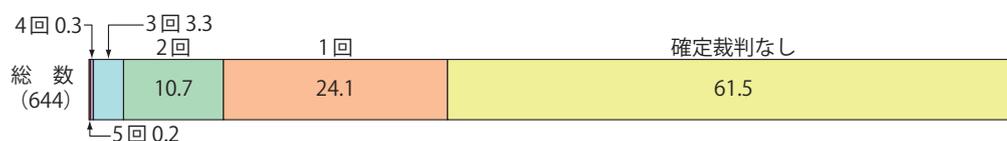
7-3-2-1 図 主要刑事処分の状況（男女別）【特別調査1】



注 法務総合研究所の調査による。

少年院出院者が受けた刑事処分の回数別構成比を見ると、2回以上刑事処分を受けた者は、刑事処分を受けた者の37.5%であり、20歳代前半の短期間に犯罪を繰り返す、再犯傾向が強い者が相当な割合に及んでいる。また、1度目の刑事処分（以下「第1刑事処分」という。）の種別に、その後の再犯状況を見ると、罰金を受けた者の約35%、単純執行猶予の者の約39%、保護観察付執行猶予を受けた者の55%が再犯に及んでおり、社会内で更生の機会を与えられたにもかかわらず再犯に及ぶ者が多く、各処分の意義が対象者に十分に認識されていないと考えられる。

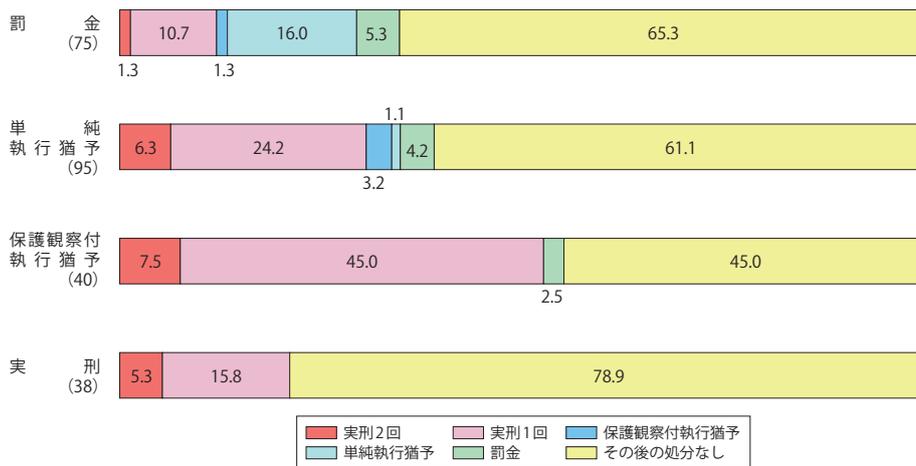
7-3-2-2 図 刑事処分の回数別構成比【特別調査1】



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 併科刑又は同時言渡しにより複数の刑事処分が確定した場合は、1回として計上している。

7-3-2-4図 再刑事処分の状況（第1刑事処分別）【特別調査1】

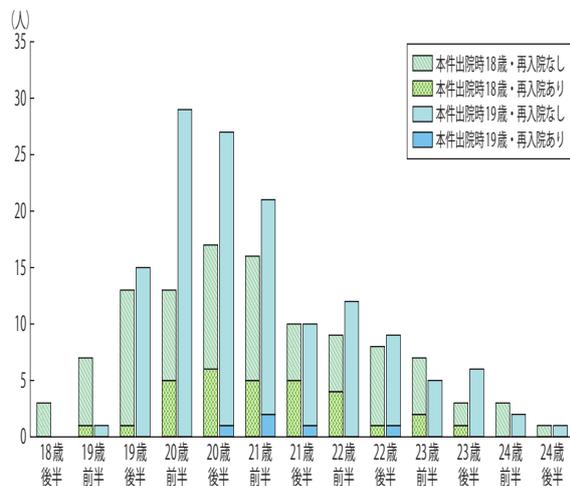


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 併科刑又は同時言渡しにより複数の刑事処分が確定した場合は、刑事処分が最も重いものに計上している。
 3 再刑事処分は、2回目以降の刑事処分のうち、最も重いものに計上しており、実刑については、回数ごとに計上している。

(2) 初回犯行時期

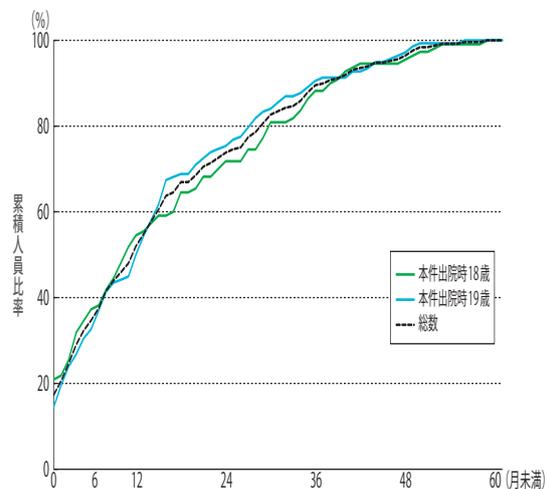
少年院出院者のうち刑事処分を受けた者について、初回犯行時年齢を見ると、20歳前半から21歳前半がピークとなっており、保護観察終了後、1年で過半数が、約30か月で約80%の者が初回犯行に及んでいる。少年院出院者については、20歳代の第1四半期が初回の犯行のおそれが高く、その時期の犯罪防止対策が重要である。

7-3-2-5図 初回犯行時の年齢別人員【特別調査1】



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「初回犯行」は、全刑事処分に係る犯行のうち、本件出院後の最初の犯行である。
 3 「再入院あり」は、本件出院後に再度の少年院送致決定を受け、その後、刑事処分を受けるに至った者である。

7-3-2-6図 初回犯行の累積状況【特別調査1】



注 1 7-3-2-5図注1, 2に同じ
 2 本件出院に係る保護観察の終了日を起算日としている。ただし、本件出院後に再度の少年院送致決定を受けた者については、その処分に係る保護観察終了日又は収容期間満了日を起算日としている。
 3 0月における累積人員比率は、起算日前に犯行に及んだ者の比率である。

(3) 少年時の状況による分析

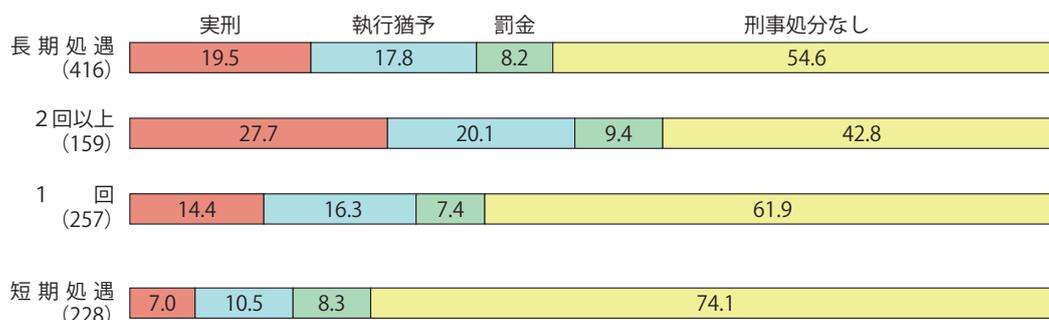
特別調査1の対象者が本件非行による少年院送致までに受けた保護処分歴別に刑事処分状況を見ると、本件少年院送致以外に保護処分歴のない者に比べて、保護処分歴を有する者の刑事処分率、実刑率は高く、特に少年院・児童自立支援施設等送致歴を有する者の刑事処分率、実刑率は高い。また、少年院での処遇区分等別に見ると、短期処遇となった者は、長期処遇の者に比べて、刑事処分率が低い。短期処遇の者は、その問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいと考えられる者であり、問題性が軽微な段階での早期の教育、指導が重要であると考えられる。他方、問題性が改善されず、保護処分を重ねて受ける者は、その後の刑事処分に至る蓋然性が高くなると考えられる。

7-3-3-1-1 図 保護処分歴別刑事処分状況【特別調査1】



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 刑は、主要刑事処分による。
 3 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設等送致の順に最も先に該当するものに計上している。

7-3-3-1-3 図 少年院処遇区分等別刑事処分状況【特別調査1】



- 注 1 7-3-3-1-1図注1, 2に同じ。
 2 「長期処遇」及び「短期処遇」は、最終の少年院における処遇区分である。
 3 回数は、全ての少年院送致回数であり、本件非行に係る少年院送致及びその後の非行に係る少年院送致を含む。
 4 「短期処遇」の228人は、少年院送致回数が2回である者2人を含む。

さらに、少年院出院者について、児童自立支援施設等送致歴の有無による少年院出院後の刑事処分の違いを見ると、児童自立支援施設等送致歴のある者が刑事処分を受けた比率は、ない者に比べて顕著に高い。児童自立支援施設等送致歴のある者は、非行の初発年齢が早期の者が多いと考えられるが、低年齢時から要保護性の高い状態にあった者は、その後の改善更生により困難を伴うと考えられる。

7-3-3-1-2図 児童自立支援施設等送致歴別刑事処分状況【特別調査1】



注 1 7-3-3-1-1図注1, 2に同じ。
2 児童自立支援施設等送致歴が不詳の者を除く。

少年院出院者について、保護観察終了事由別に刑事処分状況を見ると、保護処分取消しの者（再非行等により処分が取り消された者）において、その後の刑事処分で実刑となった者の比率が高く、退院者（再非行のおそれがないとして保護観察期間満了前に退院となった者）において、同比率は極めて低く、刑事処分なしの者の比率が高い。少年院出院後の保護観察期間中の生活の安定が、その後の刑事処分に至るのを抑止する大きな要因である。

7-3-3-1-10図 保護観察の終了事由別刑事処分状況【特別調査1】



注 1 7-3-3-1-1図注1, 2に同じ
2 保護観察終了前に死亡した者を除く。

(4) 少年院出院者の犯罪状況の分析

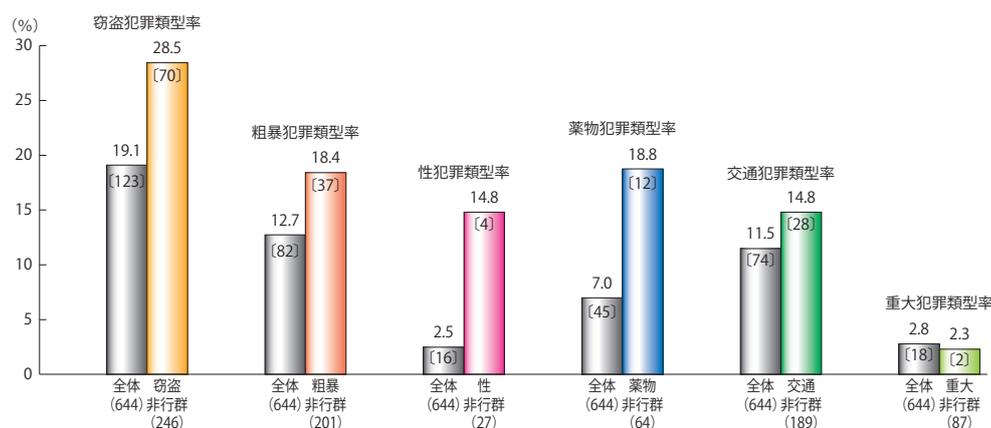
特別調査1の対象者を、少年院送致に係る非行名及び出院後の全ての刑事処分（以下「全刑事処分」という。）に係る罪名により、下表のとおり非行群及び犯罪類型に分類した上で、少年時の状況と出院後の犯罪との関連性を分析する。

非行群	非行名
窃盗非行群	窃盗
粗暴非行群	公務執行妨害、傷害、暴行、脅迫、恐喝、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰法違反、銃刀法違反
性非行群	強盗強姦、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ・わいせつ文書頒布等
薬物非行群	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、毒劇法違反
交通非行群	危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等、道路交通法違反
重大非行群	殺人、強盗、傷害致死、放火
犯罪類型	罪 名
窃盗犯罪類型	窃盗
粗暴犯罪類型	公務執行妨害、傷害、暴行、脅迫、恐喝、暴力行為等処罰法違反、器物損壊、条例違反（木刀の携帯に係る罪）、銃刀法違反
性犯罪類型	強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、条例違反（淫行及び盗撮に係る罪）
薬物犯罪類型	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、毒劇法違反、大麻取締法違反
交通犯罪類型	危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等、道路交通法違反、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反
重大犯罪類型	強盗、傷害致死

注 非行名は、法務省大臣官房司法法制部の資料により特定し得るものに限る。

少年時の非行群別に全刑事処分の犯罪類型を見ると、少年院出院者においては、特に、少年時に窃盗、粗暴犯、性犯罪及び薬物犯罪の非行を行った者は、少年院出院後に同種の犯罪を行う比率が高く、少年時の非行と出院後の犯罪の間に一定の連続性があると指摘できる。

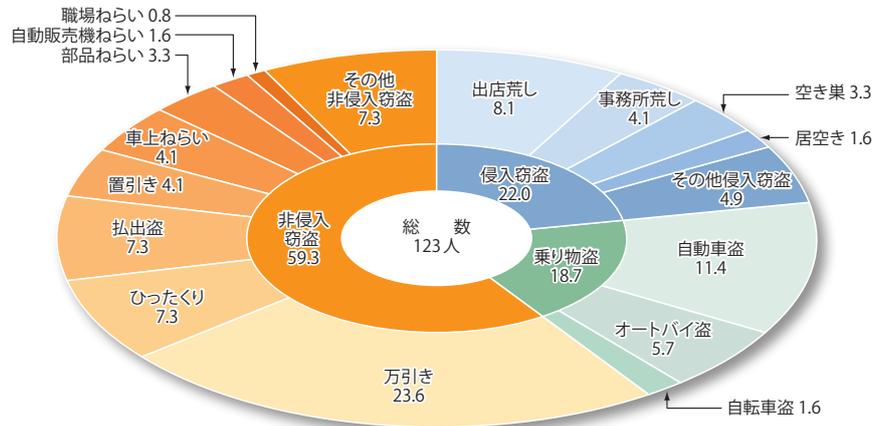
7-3-3-2-3 図 犯罪類型率の比較【特別調査1】



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「犯罪類型率」は、調査対象者全体又は各非行群の総数に占める各犯罪類型の人員の比率である。
 3 () 内は、実人員である。

調査対象者の窃盗の手口は、少年・若年犯罪者全体の窃盗の手口（7-2-1-1-11図参照）と比較して、侵入窃盗，ひったくりの各構成比が高く，万引きの構成比は低い。年少少年から若年犯罪者へと年齢層が上がるに従い，万引きの構成比の低下，侵入窃盗の構成比の上昇が見られるが，調査対象者は，そのいずれと比べても，侵入窃盗の構成比が高く，万引きの構成比は低くなっており，手口がより悪質化しているといえる。

7-3-2-7図 窃盗 手口別構成比【特別調査1】



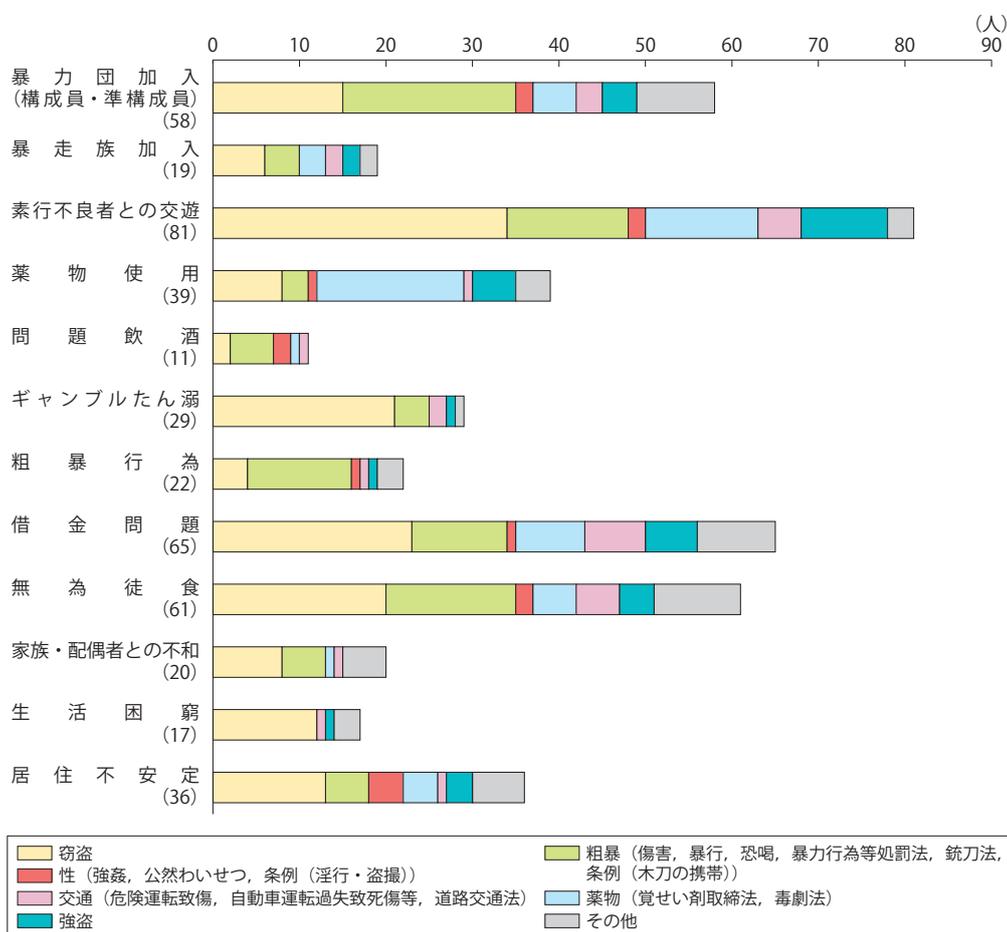
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 手口は，全刑事処分における窃盗の犯行のうち，本件出院後に最初に裁判が確定したのものについて計上しており，その刑事処分が複数の窃盗によるときは，被害程度が最も重いものについて計上している。

また，調査対象者全体において犯罪類型率を見ると，窃盗犯罪類型率が19.1%で最も高く，刑事処分を受けた者（248人）に限ると，その比率は49.6%とほぼ半数に及んでいる。また，非行群別に犯罪類型ごとの実人員を見ても，性非行群を除くいずれの非行群においても窃盗犯罪類型に及ぶ者が最も多く（他の犯罪類型と同数となる場合を含む。），出院後における窃盗の防止は，少年時の非行名に関わらず重要な問題であると言える。

(5) 出院後の問題行動等

少年院出院者（特別調査1対象者）で刑事処分を受けた者の出院から第1刑事処分までの問題行動を見ると、調査が可能であった189人のうち、不良交友の問題が見られた者が約3分の2と多数に上っている。そのほか、薬物使用等の問題、無為徒食（勤労意欲欠如を含む。）、借金問題、ギャンブルたん溺の問題が多い。また、各種問題行動は重複して見られることが多く、複数の問題行動が認められる者が全体の約75%に及んでいる。薬物使用が見られる者の76.9%（30人）、無為徒食が見られる者の68.9%（42人）に、不良交友の問題が重複し、薬物使用の者の30.8%に無為徒食が重複している。ギャンブルたん溺が見られる者の69.0%（20人）、借金問題が見られる者の72.3%（47人）に、不良交友の問題が重複し、不良交友かつ借金問題を有するもの（47人）は、全体の24.9%に及ぶ。また、ギャンブルたん溺が見られる者は借金問題を併せ持つことが多い。

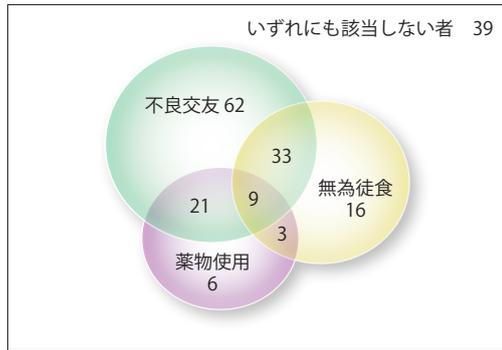
7-3-3-6図 本件出院後の問題行動等（罪種別）【特別調査1】



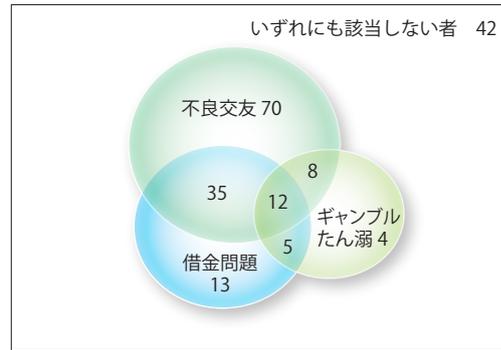
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 問題行動等の有無について調査可能であった189人について、複数選択方式で調査したものである。
 3 罪名は、第1刑事処分に係る犯行による。
 4 「暴力団加入」は、暴力団との交遊を含む。
 5 「暴走族加入」は、暴走族との交遊を含む。
 6 「薬物使用」は、覚せい剤、大麻、麻薬等又はシンナーの使用をいう。
 7 「無為徒食」は、勤労意欲欠如を含む。

7-3-3-7 図①② 問題行動等の重複状況【特別調査1】

① 不良交友, 無為徒食及び薬物使用の関係



② 不良交友, ギャンブルたん溺及び借金問題の関係



注 1 7-3-3-6図注1, 2, 6, 7に同じ。

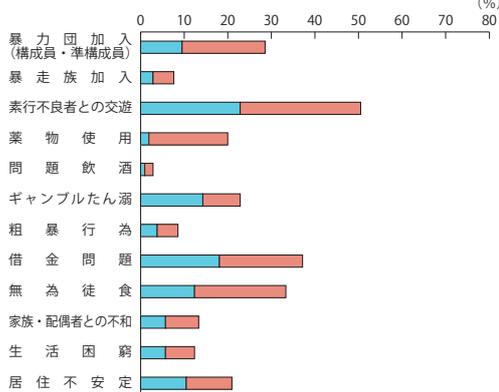
2 「不良交友」は, 暴力団・暴走族加入又はその他の素行不良者との交遊をいう。

少年院出院者（特別調査1対象者）で窃盗に及んだ者（105人）の問題行動等は, 不良交友が70.5%と最も多く, 次いで借金問題（37.1%）, 無為徒食（33.3%）, ギャンブルたん溺（22.9%）が多い。そのほか, 居住不安定な者の割合も他の犯罪に及ぶ者と比べて大きく, 窃盗に及ぶ者には就労と経済的安定性に問題がある者が多いことがうかがわれる。窃盗は, 万引きを中心に少年非行の大きな割合を占め, 比較的早期に始まる非行であるが, 年齢が高くなるにつれて手口の悪質化や他の非行からの移行傾向が見られることから, 少年非行の初期段階から適切な対応を執ることが重要である。

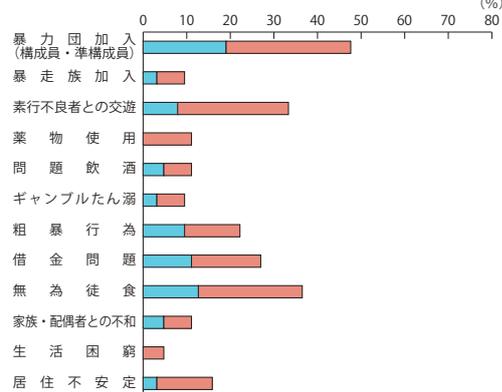
少年院出院者（特別調査1対象者）で粗暴犯に及んだ者（63人）のうち, 暴力団加入の比率は47.6%であり, 他の犯罪類型の者に比して高い。なお, 少年時の非行名も粗暴犯である者（37人）について, 出院後最初に裁判が確定した粗暴犯の犯行背景を見たところ, 不良交友の問題のほか, 感情抑制力の欠如, 暴力に対する認知のゆがみ等の資質面の問題が見られるものが多い。

7-3-3-13 図 本件出院後の問題行動（犯罪類型別）【特別調査1】

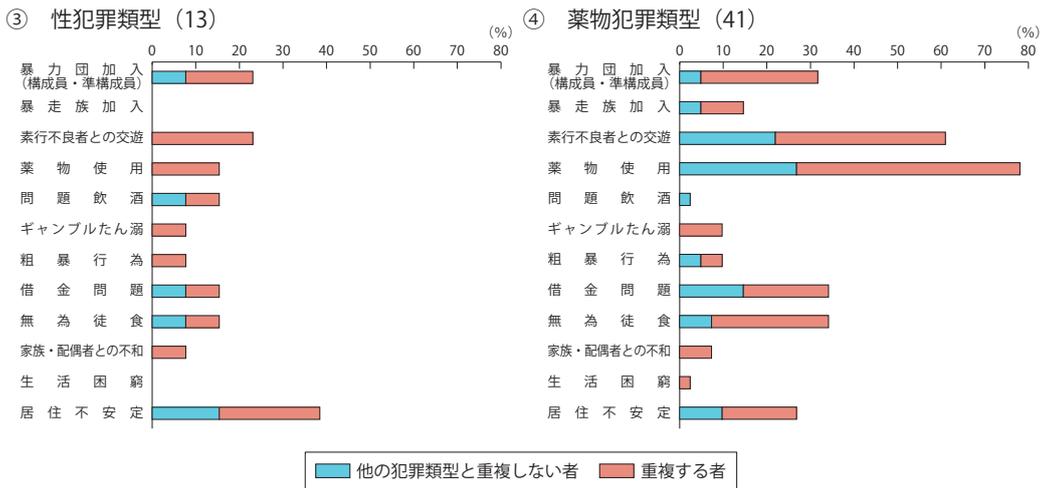
① 窃盗犯罪類型（105）



② 粗暴犯罪類型（63）



■ 他の犯罪類型と重複しない者 ■ 重複する者

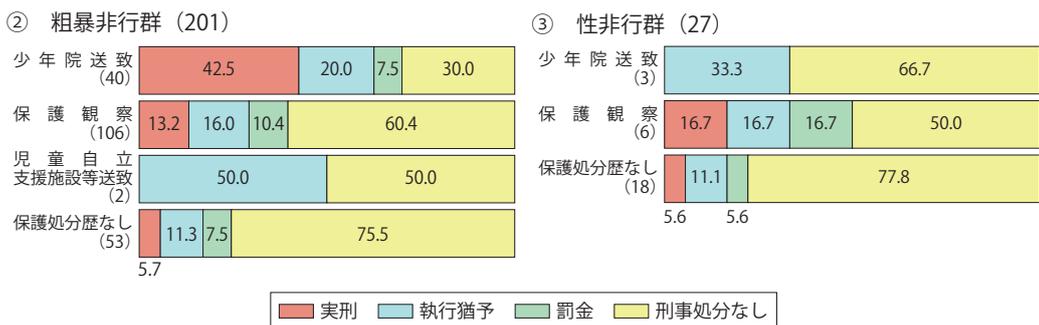


また、少年時の非行名が粗暴犯である者について保護処分歴別に刑事処分状況を見ると、それ以前にも少年院送致歴のある者、つまり2回以上の少年院送致歴がある者は刑事処分を受けた比率も実刑を受けた比率も高い。

少年院出院者（特別調査1対象者）で性犯罪に及んだ者では、不良交友、無為徒食の問題行動の比率は、全体に比して低い。その性犯罪犯行時の就労状況を見ると、無職者率は低く、就労の有無との関連性は弱い。

また、少年時の非行名が性犯罪であった者の保護処分歴別の刑事処分状況を見ると、少年時の非行性の進捗と刑事処分、実刑の比率の関連性が弱く、他の犯罪と様相を違えている。性犯罪については、犯罪の促進・抑止要因に関して他の犯罪と異なっており、性犯罪特有の犯罪要因等を見据えて処遇を行う必要がある。

7-3-3-2-6図②③ 保護処分歴別刑事処分状況（非行群別）【特別調査1】

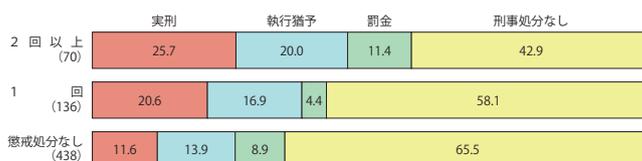


5 特別調査から見た少年・若年者の非行・犯罪の促進・抑止要因等

(1) 更生意欲及び処分に対する意識

少年院出院者（特別調査1対象者）の少年院在院中の懲戒処分回数別に刑事処分状況を見ると、懲戒処分回数が増えるほど、刑事処分を受けた者及び実刑を受けた者の比率が高い。懲戒処分の対象となる規律違反行為は、改善更生に対する真摯な態度と相反するものであり、更生意欲の大小が、その後の犯罪行為の有無と関係するものと考えられる。

7-3-3-1-4図 少年院における懲戒処分回数別刑事処分状況【特別調査1】



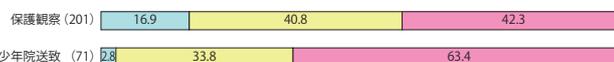
注 7-3-3-1-1図の注1、2に同じ。

非行少年・若年犯罪者（特別調査2対象者）においては、総じて少年の方が処分を重く受け止め、更生への努力を示す傾向も高い。処分を受けた回数が1回の者について、処分についての意識と処分後の態度の関係をみると、処分が軽いと認識していた者では重いと認識していた者よりも処分後に真面目に生活していなかった者の比率が高く、処分回数が1回の者では、処分の重みの理解度が処分後の態度に影響していると考えられる。

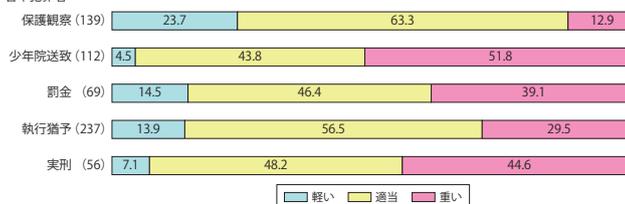
7-4-3-6図 処分の重さについての意識と処分後の態度 (非行少年・若年犯罪者別・処分歴別)【特別調査2】

① 処分の重さについての意識

I 非行少年



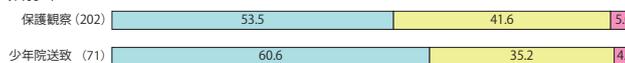
II 若年犯罪者



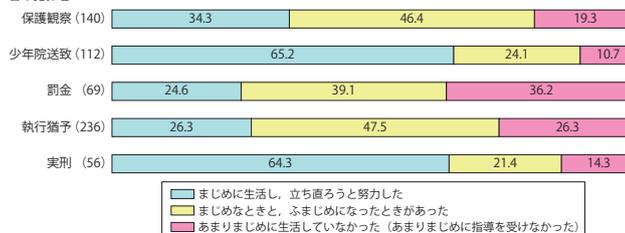
□ 軽い □ 適当 □ 重い

② 処分後の態度

I 非行少年



II 若年犯罪者



□ まじめに生活し、立ち直ろうと努力した
 □ まじめなときと、ふまじめになったときがあった
 □ あまりまじめに生活していなかった (あまりまじめに指導を受けなかった)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数の処分歴を有する場合は、それぞれについて回答を求め、同じ処分を複数回受けている場合は、直近のものについて回答を求めた。
 3 「保護観察」は、少年時の保護観察処分である。
 4 「処分後の態度」は、各処分中（罰金については、罰金後の）態度である。
 5 処分後の態度の凡例中、「あまりまじめに指導を受けなかった」は、保護観察又は少年院送致に対する態度の選択肢である。
 6 無回答の者を除く。

(2) 就労状況

少年院出院者（特別調査1対象者）について、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者や学生・生徒等であった者に比べて、刑事処分に至った比率、実刑を受けた比率が高い。

7-3-3-1-7図 保護観察終了時の就労状況別刑事処分状況【特別調査1】



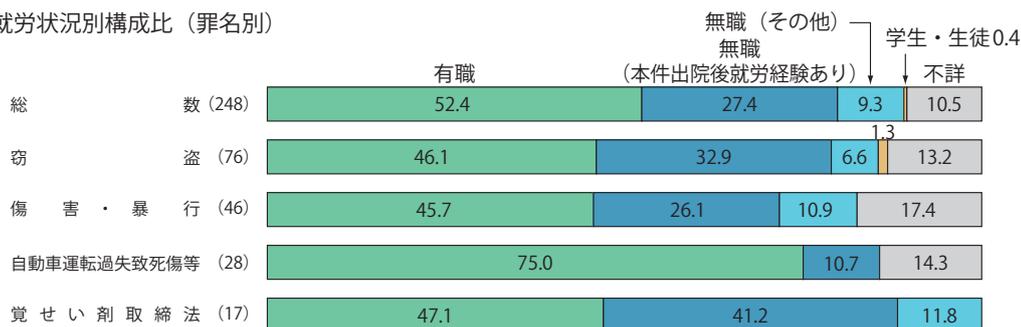
注 1 7-3-3-1-1図の注1, 2に同じ。
2 就労状況が不詳の者を除く。

少年院出院者（特別調査1対象者）で刑事処分を受けた者について、第1刑事処分の犯行時の就労状況を見ると、無職者率（無職者と有職者の合計に対する無職者の割合）は、41.2%であり、平成22年の少年院仮退院者の保護観察終了時における無職者率（23.8%）と比べ顕著に高く、特に覚せい剤取締法違反、窃盗において更に高い。保護観察終了時の有職者では犯行時にも有職者の方が多い（無職者率36.4%）のに対し、保護観察終了時の無職者では犯行時にも無職者の方が多い（無職者率54.3%）。さらに、犯行時の無職者は、多くの罪名の犯罪に及ぶ者、実刑に至る者が有職者よりも多く、保護観察時も犯行時も有職者の中では、それらの者が少ない。

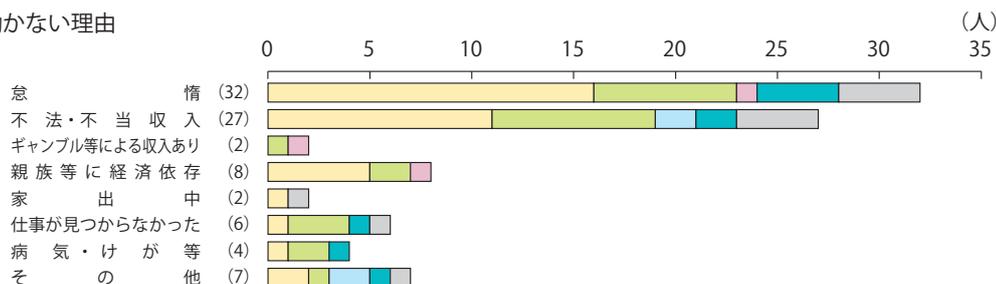
これらを総合すると、就労の有無及び程度が、犯罪の状況に影響していると考えられる。

7-3-3-3-3図 第1刑事処分犯行時の就労状況【特別調査1】

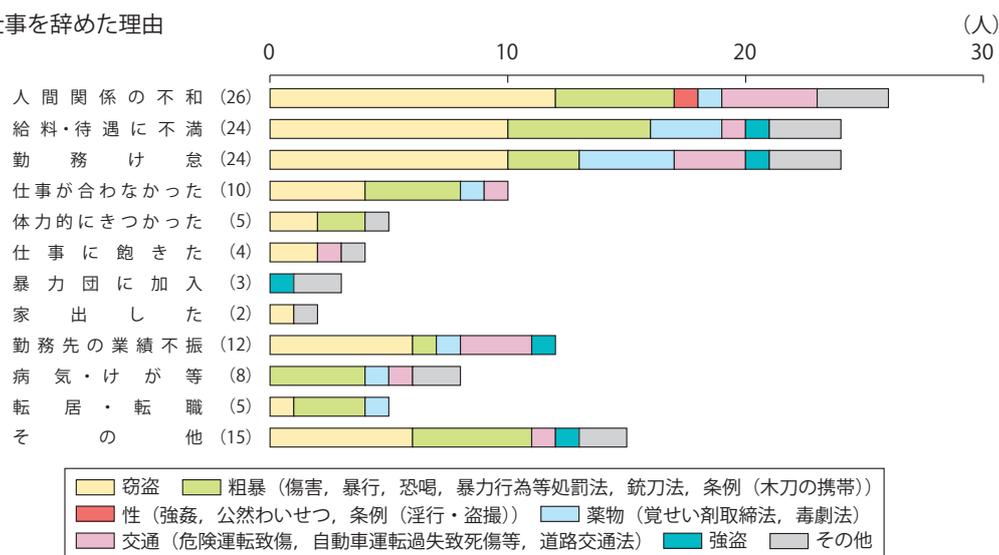
① 就労状況別構成比（罪名別）



② 働かない理由



③ 仕事を辞めた理由



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①の「無職（その他）」は、本件出院後1度も就労経験がない又は就労経験不詳である。
 3 ②は、犯行時無職の者で、働かない理由が調査可能であった67人について、複数選択方式で調査したものである。
 4 ②の「不法・不当収入」は、犯罪行為又は不良集団からの小遣い等による収入をいう。
 5 ②の「その他」は、人付き合いが苦手、大検へ向けて勉強優先、遺産等の収入があるため等である。
 6 ③は、仕事を辞めた経験がある者で、その理由が調査可能であった91人について、複数選択方式で調査したものである。
 7 ③の「その他」は、検挙された、交際相手との離別によるショック等である。

7-3-3-5表 就労状況別人員（保護観察終了時・犯行時）【特別調査1】

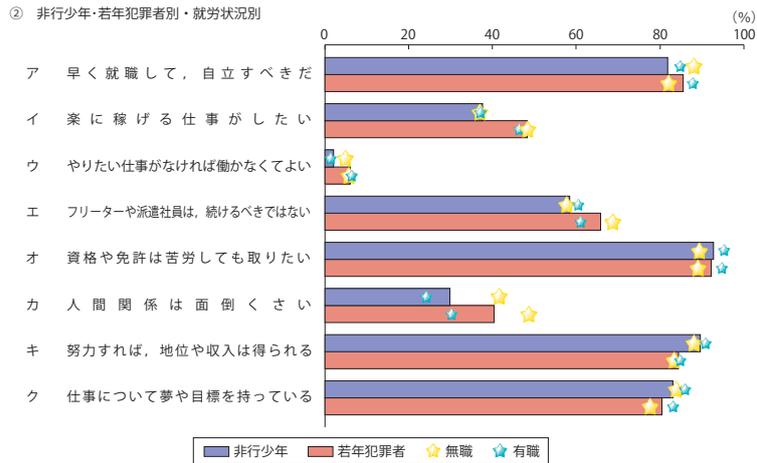
区分	犯行時の就労状況			
	有職 (91人)	無職 (62人)	その他 (17人)	
保護観察終了時の状況	有職 (130人)	75 (44.1)	43 (25.3)	12 (7.1)
	実刑率	25.3	58.1	
	罪名数	2.0	2.5	
	無職 (40人)	16 (9.4)	19 (11.2)	5 (2.9)
	実刑率	37.5	57.9	
	罪名数	1.9	2.3	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時は、第1刑事処分に係る犯行時である。
 3 「その他」は、学生・生徒及び就労状況不詳の者である。
 4 ()内は、刑事処分を受けた対象者のうち、保護観察終了時の就労状況が判明した170人（学生・生徒を除く）に対する比率である。
 5 「実刑率」は、主要刑事処分において実刑に処せられた者の割合である。

また、少年院出院者（特別調査1対象者）のうち犯行時の無職者の働かない理由は、「怠惰」、「不法・不当収入」等を挙げる者が多く、また、犯行時無職であった者も少年院出院後に就労した経験を有している者が多いが、それらの者の離職理由は、「人間関係の不和」、「勤務倦怠」等が多い。就労及びその継続を図る上で、本人の意識、資質面の問題が大きいと考えられる。

非行少年・若年犯罪者（特別調査2対象者）の意識としても、全体としては就労に対する意欲を示す者が多い一方で、非行時・犯行時に無職であった者については「職場の人間関係が面倒くさい」と感じている者が多く、対人関係の問題の存在がうかがえる。

7-4-2-7 図② 就労に対する意識（非行少年・若年犯罪者別・就労状況別）【特別調査2】



少年院出院者（特別調査1対象者）のうち長期処遇の少年について、少年院在院中に取得した資格・免許の取得状況別に保護観察終了時の就労状況を見ると、個別に指定された職業補導の種目に関連のある資格・免許を取得した者に占める無職者の比率は、取得していない者に占める無職者の比率に比べて低く、少年院の職業補導等が就労に一定の効果の有していると考えられる。

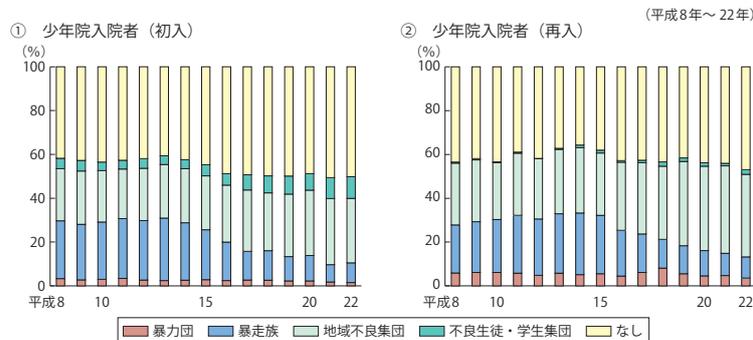
7-3-3-1-9 図 少年院在院中の資格・免許の取得状況別就労状況（長期処遇）【特別調査1】



(3) 交友関係

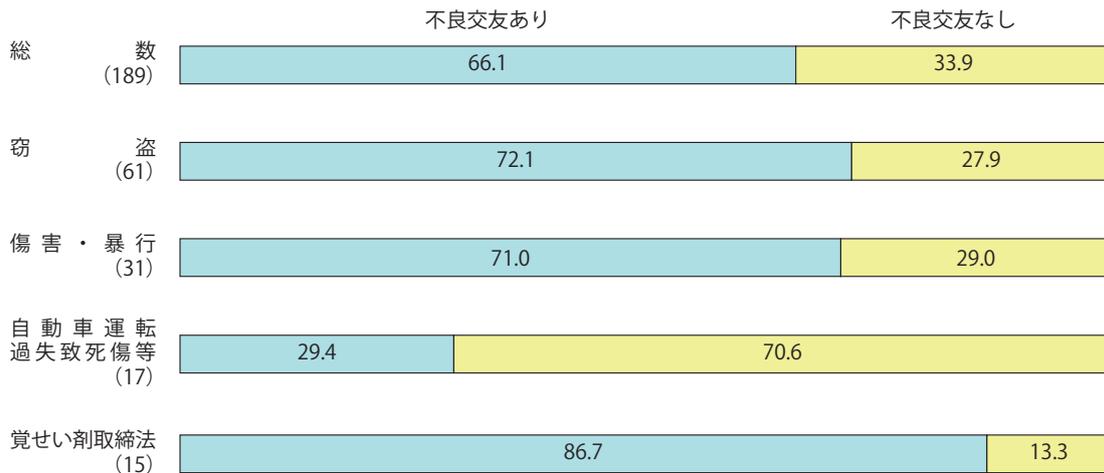
少年院入院者の不良集団関係等別の構成比を見ると、何らかの不良集団との関係がある者が過半数を占めている。かつては暴走族関係者の構成比が高かったが、現在は低下し、地域不良集団の構成比が高くなっており、初入者に比べ再入者において、その構成比は更に高い。

7-2-3-8 図①② 少年院入院者の不良集団関係等別構成比の推移（初入・再入別）



少年院出院者（特別調査1対象者）で刑事処分を受けた者について不良交友の有無を見ると、7割弱の者に不良交友が見られ、特に、覚せい剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行に及んだ者で高い。不良交友の問題は、共犯を想定しがたい自動車運転過失致死傷等を除き、罪名を問わず広く認められる。これらの不良交友の開始時期を見ると、少年院入院前に開始した相手がいる者が約68%であり、出院後に開始した相手がいる者が約46%であった。入院前に開始した不良交友については、地元又は学校で知り合ったとするものが半数を超え、出院後の帰住先における交友関係の在り方が改善更生にとって重要である。

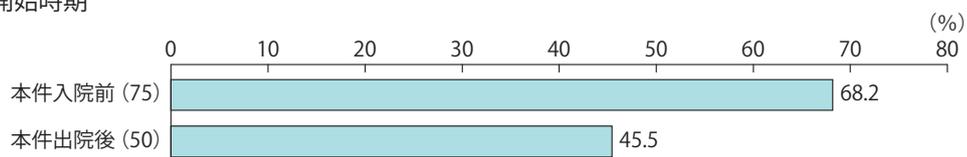
7-3-3-10図 不良交友の有無（主な罪名別）【特別調査1】



注 1 7-3-3-6図の注1, 3に同じ。
2 罪名は、第1刑事処分に係る犯行による。

7-3-3-9図① 不良交友の端緒【特別調査1】

① 交友の開始時期



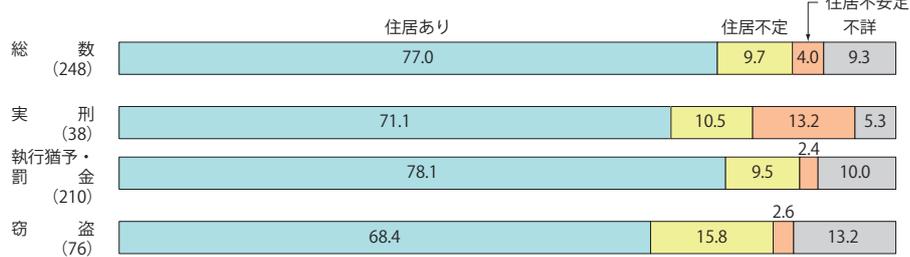
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不良交友のある125人のうち交友の開始時期の調査が可能であった110人について、複数選択方式で調査したものである。

(4) 居住・家族状況

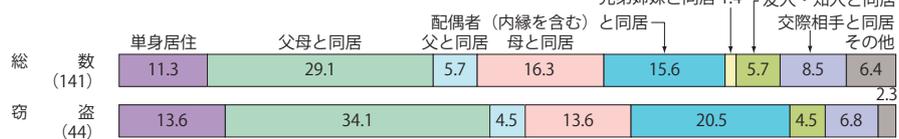
少年院出院者（特別調査1対象者）のうち刑事処分を受けた者について、第1刑事処分に係る犯行時の居住状況を見ると、住居が不定又は不安定な者の比率が13.7%である。実刑を受けた者は、そうでない者に比べこの比率が高く、また、窃盗に及んだ者はこの比率が高い。居住関係は生活の基盤であって、その不安定さは生活の不安定さの指標の一つであり、犯罪の状況に影響していると考えられる。また、住居のある者について同居者別の構成比を見ると、親との同居の構成比が、少年院出院時と比べて大きく低下しており、第1刑事処分までに引受人であり監督者である親との同居を解消している者が多い。

7-3-3-1 図 第1刑事処分犯行時の居住状況別・同居者別構成比【特別調査1】

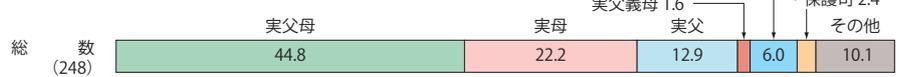
① 居住状況別（第1刑事処分別・罪名別）



② 同居者別



〈参考〉本件出院時の引受人別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 罪名は、第1刑事処分に係る犯行による。
 3 ①の「住居不安定」は、友人宅を転々としている等である。
 4 ②は、同居者が不詳の者を除く。

少年院出院者（特別調査1対象者）で親が引受人である者について、少年院在院中の親族の面会回数別に刑事処分状況を見ると、短期処遇では面会回数により大きな差異はなかったが、長期処遇の者では、親族との面会が全くなかったか、1回にとどまった者は、2回以上の者に比べて、実刑になった者の比率が顕著に高かった。長期にわたって面会が乏しいことは、家族関係の維持・調整等に困難をもたらすことが多く、出院後の本人の生活に対する監督と生活の安定に影響を与えるものと考えられる。

7-3-3-1-6 図① 少年院における親族との面会回数別刑事処分状況【特別調査1】

① 長期処遇



- 注 1 7-3-3-1-3図の注1~3に同じ。
 2 本件非行により送致された少年院において長期処遇に区分された者に限る。

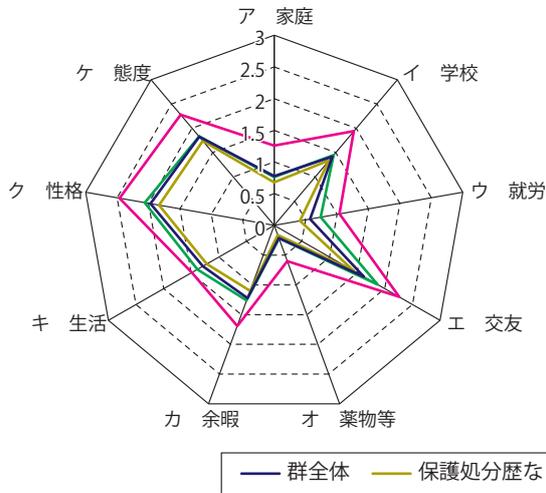
(5) 非行少年・若年犯罪者の非行・犯罪に対する意識

非行少年・若年犯罪者（特別調査2対象者）に非行・犯罪の原因に関する選択肢をリスク領域別に選択させた結果を見ると、保護処分歴別では、保護処分歴なし、保護観察歴、少年院送致歴の順に選択数が増え、いずれの保護処分歴の区分でも非行少年よりも若年犯罪者の方が得点が高い。保護処分歴の程度が増すに従い、また年齢が増すに従い、多様な領域に問題が拡大していく傾向があり、少年院の矯正教育等を受けても犯罪に及ぶ者においては、問題性が深化、拡大している可能性が高い。

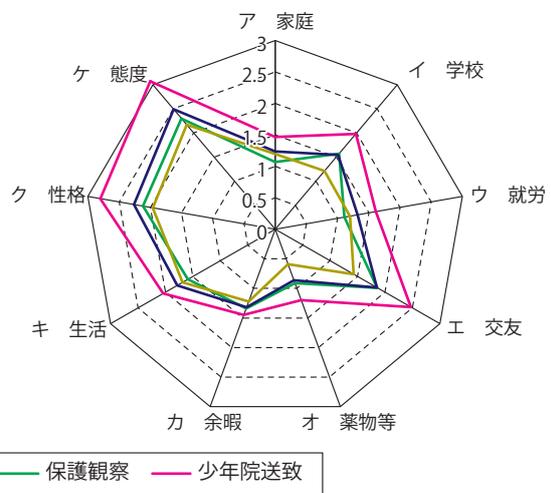
7-4-3-3 図 非行・犯罪のリスク領域別の原因認識 (非行少年・若年犯罪者別・保護処分歴別)
【特別調査2】

① 各領域別得点 (平均値) の分布

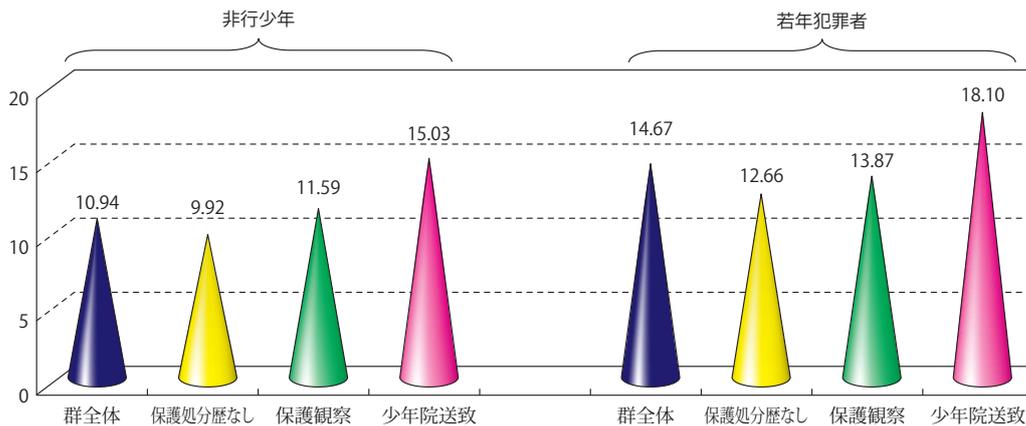
I 非行少年



II 若年犯罪者



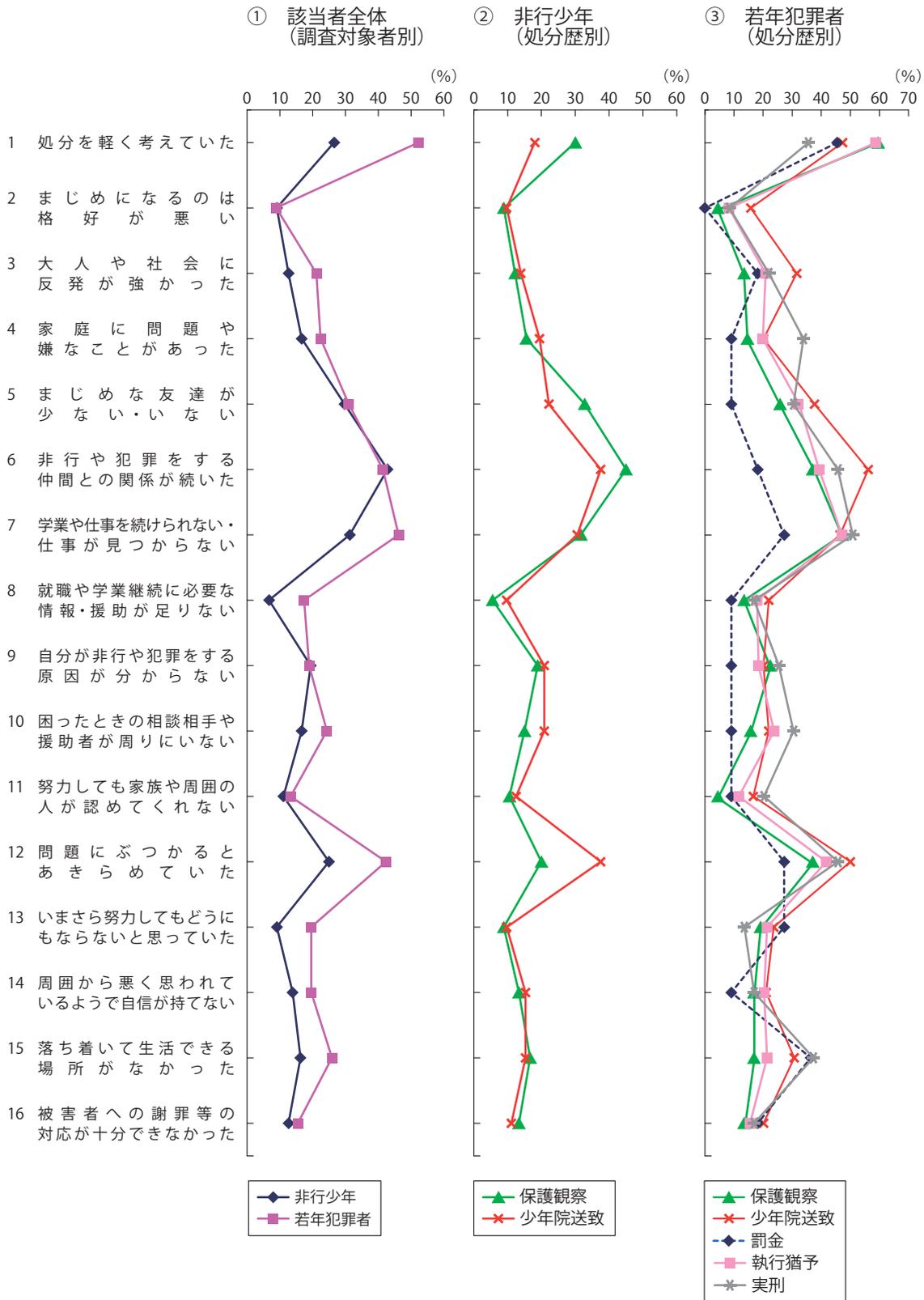
② 全領域の総得点 (平均値)



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設等送致の順に最も先に該当するものに計上している。
3 「群全体」は、児童自立支援施設等送致歴を有する者を含む。

非行少年・若年犯罪者（特別調査2対象者）で保護処分歴又は刑事処分歴がある者に対し、再非行又は再犯に及んだ原因について質問した回答結果を見ると、全体的な傾向として、不良交友、就学・就労の問題の回答が多く、これに加え、処分の軽視、問題解決意欲の欠如等の回答が多い。

7-4-3-8図 再非行・再犯に及んだ要因についての認識（非行少年・若年犯罪者別・処分歴別）
【特別調査2】



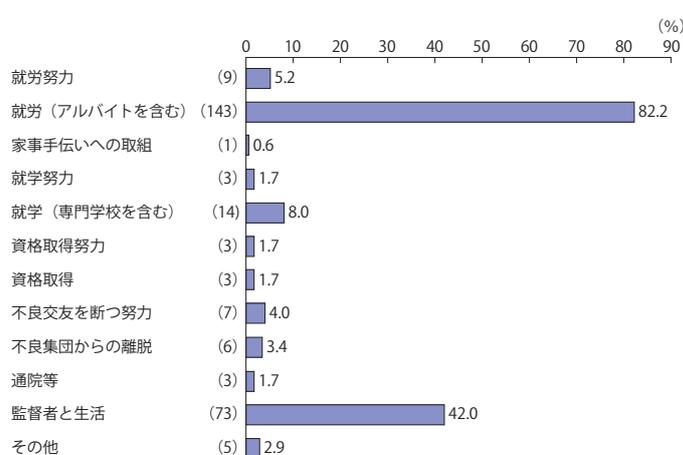
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「該当者」は、保護処分（保護観察又は少年院送致）又は刑事処分（罰金、執行猶予又は実刑）の各処分歴を有する者である。
3 保護処分、刑事処分それぞれについて複数の処分を受けている者については、それぞれ一番重い処分歴に計上しており、刑事処分歴を有する者には、保護処分歴を有する者を含む。

(6) 更生要因

少年院出院者（特別調査1対象者）で刑事処分を受けた者について、犯罪を行っていない時期に見られた行動パターンを見ると、82.2%に就労が、また、5.2%に就労努力が見られた。犯行時の有職者が52.4%しかいないことを考えると、その合計85.6%（重複者を除く。）は顕著に高い比率であり、就労又は就労努力が犯罪の抑止に効果があるといえる。

監督者との生活が少なくとも73人（42.0%）の者に見られ、その割合は大きい。さらに、犯行時においては、監督者との同居を解消している者が相当数に及んでいることを考えると、少年・若年者にとっては、監督者との生活による適切な生活管理は、犯罪の抑止に効果があると考えられる。

7-3-3-3-14図 犯罪がない時期の行動【特別調査1】



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 犯罪行動が見られなかった時期の行動について調査可能であった174人について、複数選択方式で調査したものである。
3 「通院等」は、タルク・断酒会等への参加を含む。

非行少年・若年犯罪者（特別調査2対象者）に今後の生活や立ち直りに大切な事項を回答させた結果では、非行少年及び若年犯罪者の双方で生活習慣改善、就学・就労の継続、家族との良好な関係の回答が多く、そのほか、非行少年では不良交友の解消が、若年犯罪者では金銭管理、資格・技術の習得の回答が多い。また、若年犯罪者では、少年時の保護処分歴の程度が増すほど、不良交友の解消を回答する者の割合が高い。

6 非行少年・若年犯罪者の処遇の充実に向けた考察

(1) 規範意識のかん養・更生意欲の喚起と本人の資質の改善に向けた処遇

非行少年・若年犯罪者の立ち直りのためには、まずもって本人の更生意欲が重要である。自らが犯した犯罪と真摯に向き合わせ、被害者等の痛みを理解させるとともに、社会のルールを守るという規範意識をかん養し、社会の一員としての自覚や責任感を持たせることや、困難を克服し立ち直ろうとする努力を認め、更生意欲を喚起しつつ生活の建て直しを図らせていかなければならない。しかし、特に、非行少年や若年犯罪者で処分歴が1回の者のうち、処分の

意義を十分に理解せずに軽視する者は更生の意欲が低い傾向が見られる。

更生の意欲を喚起させるために、対象者に処分の重さや意義を十分に理解させると同時に、保護観察制度を効果的に活用して、更生への意欲を維持させる必要がある。

非行少年・若年犯罪者には、基本的な生活習慣が未確立な者や生活態度に問題を有する者が多く、不健全・不安定な生活を送る中で、不良交友、不就労（無為徒食）、薬物使用等の問題を発生・拡大させる者が多い。処遇においては、勤勉な生活態度、健全な金銭感覚、将来に向けた堅実な生活設計等、社会人として自立した生活を過ごすための基本を身に付けさせ、円滑な社会生活の基礎となる対人関係スキルを向上させるため、SST（生活技能訓練）等を活用した社会適応力を高める指導を一層重点的に行うことや、保護司等の更生保護関係者や民間団体等による継続的な指導・相談の体制を強化することが必要である。

(2) 就労の確保及び維持のための指導・支援

少年・若年者にとって、就労の確保・継続は、生活の基盤を固めることにつながるだけでなく、職場の人間関係や仕事を通じて社会性を身に付けるためにも重要であり、再非行や再犯の防止を促進する要因となる。

非行少年や若年犯罪者も、正業を確保し自立を果たしたいという意欲を有する者や、そのために資格や技能を取得したいという健全な考えを有する者が多数であるが、現在の雇用情勢を見ると、非行少年や若年犯罪者の就労の確保には困難を伴うことは否めない。高等学校卒業程度認定試験や雇用情勢に見合った資格取得に取り組ませるなど、少年院等における教科教育、職業補導の充実強化や刑務所出所者等総合的就労支援対策を通じて、保護観察終了時には安定的な就労先が確保・維持できている状態にすることが再犯防止に有効であろう。

また、就労先の確保だけでなく、その後も就労を継続させていくことが重要であり、職業技能の向上や雇用先の確保等の支援とともに、就労の基盤となる健全な職業観を養うための教育や対人関係能力・忍耐力等の社会的能力の育成を図る指導を強化し、併せて就労継続に向けたフォローアップのための働き掛け等を充実化していくことが望まれる。

(3) 不良交友からの離脱とこれに代わる人間関係の構築

不良交友は、非行少年・若年犯罪者に広く見られる問題性であり、多くの犯罪の主要なリスク要因の一つとなっている。

不良交友からの離脱を図るためには、就労や就学を基盤とする健全な生活を送って不良交友に関わる機会を減らすように指導する一方で、離脱後の孤立を防ぎ、健全な活動を支えるための居場所作り等の支援が不可欠である。社会参加活動や社会貢献活動等を通じて様々な対人的関わりを体験させ、地域社会における自己有用感を伸ばさせつつ、社会人として望ましい態度を内在化させ、併せて、生活基盤たる学校・職場等での新たな人間関係の構築を図らせるなどし、不良交友に代わる建設的な人間関係や対人的サポートのネットワークを広げていくような

支援の充実化が望まれる。

(4) 家族による監督・監護の強化とこれを補完する更生の支援

少年、若年者にとって、親は生活等の適切な監督を行い、更生を支援する存在であり、また、良好な家族関係は、非行や犯罪の再発を防止する上で重要な役割を果たしている。非行少年・若年犯罪者の処遇においては、少年と保護者等との関係改善や保護者等の監護力を増進させるための働き掛け、出院・出所に至るまでのきめ細かな生活環境調整等が行われているが、少年も、成人となり親からの自立を図っていくのが通例である。それは健全な成長過程に伴う現象でもあるが、他方で、生活に関する監督を受けなくなることをも意味しており、自律性、克己力の乏しいままに生活が乱れていくことは、犯罪に陥るリスクを高めるものであり、自立的成長過程を踏まえつつ、このリスクを減殺する方策が求められる。

家族による監督・監護の補完として、また、家族からの自立に対する備えとして、家族以外の更生の支援が望まれるが、現状では、保護者を除く更生の支援者は少なく、更生の支援の輪の拡大・充実を図ることが重要な課題といえる。

(5) 処遇の一貫性

少年は、20歳を迎えるとともに原則として少年法の適用対象から外れ、法的にそれまでと違った取り扱いを受ける成人となるが、その行動実態は20歳で画然とした差異があるわけではなく、一進一退を繰り返しながら成長発達を遂げていくものである。若年者の犯罪傾向や問題性は、特に成人に達して間もない時期においては、少年期と類似の特徴が存続していると認められることから、取り分け20歳代前半の若年犯罪者に対しては、少年期における保護処分歴、実施された処遇の内容を踏まえて、その後の処分、処遇を決定し、本人の改善更生のために一貫性のある処分、処遇を行うことが望ましい。

少年期から若年期への移行時期は、就労等の生活基盤を固める時期にも当たり、家庭から離れ、監督者であった保護者と別居し、自立を試みる者も少なくないが、この時期は、特に少年時に非行歴のある者にとっては再非行・再犯に陥りやすい時期でもある。非行少年のうち保護観察を受けていた者は、原則として20歳となって保護観察期間が終了するが、その後続く数年間は特に犯罪のリスクが高い。そのため、処遇が終了するまでの間に問題性の解消と就労等の生活基盤の安定を図り、社会的自立を迎えられる環境を整えるべく指導に当たるとともに、処遇の枠組みから離れた際にも、地域社会の中で適切なサポートが受けられるようにする必要がある。

また、若年保護観察付執行猶予者は再犯のおそれが高く、特に少年時に少年院送致等の保護処分を繰り返し受けている者については更に再犯のおそれが高いことを踏まえて、保護観察処遇を行う必要がある。

(6) 対象者の多重的・複合的な問題性を踏まえた処遇と関係機関の連携の必要性

少年・若年者の非行や犯罪には、本人の資質の問題とともに、家庭、学校、職場、地域社会といったレベルを異にする環境上の問題等、様々な問題が多重的・複合的に関わっている。

今回の少年院出院者の追跡調査の対象者について、刑事処分に至った直近の問題行動を見ると、不良交友を中心に、ギャンブルや借金等の問題が複合的に派生しているケースが少なくなく、薬物問題の背景にも不良交友問題が介在しているなど、それぞれの問題が多重的・複合的に絡んでいる。また、非行性の進捗が進むほど、問題が多領域にわたり、多面的な働き掛けが必要なことも示唆される。

これら多重的・複合的な問題の克服に当たっては、少年矯正の分野等で研究開発が進んでいるリスクアセスメントツール等も今後活用しつつ、各対象者の特性やニーズを踏まえ処遇の個別化を推進する中で、健全な生活を維持・発展させる上でベースとなる一般的な生活指導と、各人の非行や犯罪の特質を踏まえた特別な指導（各種問題群別指導、特別改善指導プログラム、薬物乱用防止教育、暴力防止プログラム等）の双方をバランス良く実施していくことが必要である。

非行や犯罪の克服につながる有効な処遇を展開するためには、非行少年・若年犯罪者に関わる警察、検察庁、少年鑑別所、家庭裁判所、少年院、刑事施設、保護観察所、児童自立支援施設を含む児童福祉機関、医療機関、労働関係機関、民間諸団体等の関係各機関が、それぞれの専門的立場から処遇の各段階で緊密に連携しつつ、社会内の資源の活用も図りながら、一人一人の非行少年・若年犯罪者の更生に向けて相互補完的で切れ目のない働き掛けを行っていく必要がある。

7 まとめ（非行・犯罪をした者を包摂する社会の実現に向けて）

再非行・再犯を防止するためには、本人の資質面及び意識面の問題性の改善を含め、本人の自助努力の精神が必須であるが、これに加え、刑事司法機関はもとより、福祉、教育、労働、医療等の多機関が緊密に連携して、本人の問題性を解消し、その立ち直りを支援するために効果的な対策を切れ目なく継続的に実施していかなければならない。そして、これらの対策は、「立ち直り」を目指す少年・若年者に対して、家庭はもとより、学校、職場、地域社会等の少年・若年者を取り巻く社会が、これらの少年・若年者を理解し、適切に評価・対応し、サポートすることにより、その実効性を増すと考えられる。そのためにも、関係機関には、少年・若年者が抱える問題に対し、国民の理解と協力が得られるよう努めていくことが求められている。